

衆議院 法務委員会 議 録 第 十 二 号

令和三年四月九日(金曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 義家 弘介君

理事 伊藤 忠彦君 理事 稲田 朋美君

理事 奥野 信亮君 理事 宮崎 政久君

理事 山田 賢司君 理事 稲富 修二君

理事 階 猛君 理事 大口 善徳君

理事 井野 俊郎君 理事 大塚 拓君

神田 裕君 黄川田仁志君

国光あやの君 小林 鷹之君

武井 俊輔君 出畑 実君

野中 厚君 深澤 陽一君

藤原 崇君 本田 太郎君

盛山 正仁君 山下 貴司君

吉野 正芳君 池田 真紀君

寺田 学君 中谷 一馬君

松平 浩一君 屋良 朝博君

山花 郁夫君 吉田 宣弘君

藤野 保史君 串田 誠一君

高井 崇志君

法務大臣 上川 陽子君

法務副大臣 田所 嘉徳君

内閣府大臣政務官 吉川 越君

法務大臣政務官 小野田紀美君

最高裁判所事務総局刑事局長 吉崎 佳弥君

政府参考人 櫻澤 健一君

(警察庁長官官房総括審議官) 榎垣 重臣君

政府参考人 坂田 進君

(警察庁長官官房審議官) 片岡 進君

政府参考人 坂田 進君

(消費者庁審議官) 片岡 進君

政府参考人 片岡 進君

(消費者庁審議官) 片岡 進君

政府参考人 (総務省自治行政局選挙部長) 森 源二君

政府参考人 (法務省民事局長) 小出 邦夫君

政府参考人 (法務省刑事局長) 川原 隆司君

政府参考人 (法務省矯正局長) 大橋 哲君

政府参考人 (法務省矯正局長) 大橋 哲君

政府参考人 (法務省保護局長) 今福 章二君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

第一類第三号 法務委員会議録第十二号 令和三年四月九日

いうところがございます。何か、いささか逆行しているような印象を受けました。

それだけが理由ということではなくて、いろいろな理屈はあるんでしょうけれども、一つの意見として、被害者の方は報道などでもさらされるにもかかわらず、少年の方は匿名じゃないかというような意見もあると承知をいたしておりますが、私は、それを大人の方に合わせるということではなくて、被害者の方を少年サイドの方に合わせるということもあつていいのではないかと思います。

実は、ネット空間では、ネット名寄せと呼ばれるような現象が起こつていまして、報道された被害者の名前を基に、ツイッターとかブログなど過去の発信が名寄せされて、被害者です、被害者であるにもかかわらず、こんなやつ死んでもいいんだみたいな言説が流れていて、これが盛り上がったというふうなことが現に起こつていてという指摘が、もう二〇一六年の毎日新聞で議論されております。

昨日の総務委員会でも議論がありました、これは犯罪の被害者ではありません、プロレスラーの木村花さんのことですが、自死されたという後にも、今、お母様が民事訴訟を提起しています。いまだに亡くなった方に対しての誹謗中傷がやまないということでもあります。

そこでなんですが、被害者の名前とか住所とかが公表されているんだと思います。それで、これは、私自身、今回、ちよつと注意しなきゃいけないと自分自身も思つて、反省も込めてなんです。が、実は、このことは、後ほど加害者の氏名についても取り上げたいと思いますが、大臣つて二〇〇〇年の総選挙、同期です、あの頃に、ちよつと司法制度改革の中で裁判員制度の議論があつたときに、少し、この議論があつたんです。例えばイギリスなんかだと法廷侮辱罪みたいなことになり、裁判に影響を与えるような、そもそも報道すること自体が。

ただ、報道の自由だ何だという話があつたんで

すけれども、当時、私自身も必ずしもかつちり區別していませんが、一つは、行政機関がまず公表するのだからという次元があつて、行政機関が発表したものについて報道機関が報道する、この局面は報道の自由なのもかもしれませんけれども、そもそも行政機関が発表するのだからというところが一つポイントだったと思うんですが、ちよつと、その議論も当時、欠けていたのかなと思つております。

その上で、これは何となく、犯罪だからということ、我々も幼い頃から、被疑者、被告人、まだ私が小学校ぐらいの、中学、高校でもそうだったかな、まだ容疑者の名前は呼び捨てにされて、こいつがということ、あたかも犯人扱いするよ、うな報道が横行していました。今、容疑者といううな言い方をしますとか、少しは変わつてきてはいるんだと思うんですけども。

ただ、見てみると、被害者の方のお宅に行つて、いる映像が現にありつたりとか、ということは、幾らマスコミの独自取材とはいつても、そんな、お宅まで普通に突き止められるはずなくて、多分、こういう事件がありましたという報道発表のときに、被害者の方の住所も含めて、氏名だとかそういったものを発表しているんだと思うんです。

ただ、全部が全部ではなくてということだと思ふんですが、こうしたこと、住所とか氏名とか、個人を特定できるわけですから、これは個人情報保護法に言うところの個人情報のはずなんですけれども、この公表について、警察としては、これはどのような方針で公表について行われているんでしょうか。また、例外的に公表しないというケースがあるんだとすれば、それはどのようなケースなんでしょうか。

○櫻澤政府参考人 警察では、被害の届出や被害者の検挙などを通じて、犯罪被害者と最も密接に関わり、犯罪被害者を保護する役割を担う機関として、犯罪被害者の視点に立つた施策の推進に努めているところでございます。

御質問のありました被害者に関する情報を含め、事件に係る報道発表につきましては、警察としましては、犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等基本計画も踏まえ、各都道府県警察におきまして、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否等について、組織として判断、決定しているものでございます。

○山花委員 先ほど二〇〇〇年当選組です、よねという話をしたのは、実は、今、犯罪被害者等基本法というのがある、上川大臣、当時、大変御尽力をされていたというのを記憶をいたしておりますし、実は、当時、野党案で犯罪被害者基本法というのを本会議までやつてもらつたんですけれども、そのとき提出者は私だったものですから、それでちよつと、非常に覚えていてということなんですけれども。

今、いろいろな要素を勘案してということであるんですけども、公表の項目というのは、どういったことについて公表するということになつていっているのか。氏名とか住所とか、場合によつては写真も公表されているケースがあるのか、なと報道などを見ていると思うんですけども、何を公表しているんでしょうか。

○櫻澤政府参考人 お答えいたします。

どのような項目を公表するかとお尋ねでございますけれども、個別の事案ごと、様々な事情が異なりますので、そうした事案ごとの、総合的に勘案して、発表の適否と併せて、その内容についても組織として判断しているところでございまして、先ほど申し上げました、どのように判断するかという基準は、犯罪被害者等基本計画で挙げられました先ほどの三点を中心に考えて検討しております。

○山花委員 令和三年三月に第四次犯罪被害者等基本計画というのがある、その二十ページのところに、警察による被害者の実名報道、匿名報道についてはとございますので、それに書かれてい

ることなんでしょうとは思いますが。

外国のケースをいろいろ調べてみたんですけど、先ほど、冒頭、少し頭出しをいたしました、報道機関が報じるかどうかということ、公権力の方で何を発表しているかということ、若干違いがあつて、ある意味、フィルターが二回あるんです。

つまり、例えば日本という、警察の方で、例えば性犯罪について、被害者、これはプライバシー等々があるので発表しない決めていてというケース。そうじゃないんだけれども、公表はしているんだけれども、報道機関の方で、こいつは必ずしも一般の方々が知るべき話ではないよねということ、報道の方で自粛というか自制しているかというケースがあつて。ということ、日本のように、犯罪の被害者の情報についてこれだけ報じている国というのは結構珍しいのではないかなと思われま。

ただ、よく参照されるのがアメリカなんですけれども、アメリカと日本というのは割と結構報道されて、そこらを見ていると何か普通なんじゃないのと思われるかもしれない、ちよつと区別をしながらいいますが、分かつたところと分らないところもあるものです。つまり、報道機関の側で自制しているケースと警察が発表しているケース、分けて申し上げます。

お隣の国、韓国なんです、九一年に施行された特定強力犯罪処罰特別法とか、性暴力犯罪処罰法及び家庭内暴力処罰法というのがあつて、被害者の姓名、年齢、住所、職業など被害者の特定につながる情報は、本人や家族の同意がない限り報道されないといわれています。これは法律によつて、報道しなきゃいけないということになつてい

米国は、先ほど、割と報じられていると申し上げましたが、幾つかの州法で、メディアを含めた公衆に対して、犯罪被害者の氏名を掲載している記録の公開、この制限をしています。

時折出される英国なんです、被疑者について

実名報道が行われていることがありますけれども、法廷侮辱罪というのがあって、陪審制の国でするので、陪審員の判断に先入観を与えることを防止することを目的とした規制があります。これは被疑者の氏名、住所、年齢、職業、罪名及び公判内容以外の情報を報道することが許されないということです。

英国は、そうはいっても、例えば被害者のこと、あるいは被疑者のことについて報じているケースがあるよね、しかも実名でということで紹介されるケースがあるんですけども、ただ、よくよく調べてみると、これは警察の方でガイドラインがあつて、九八年に情報保護法というのがあります。犯罪、交通事故証人、近親者などに、情報公開に同意するかどうかというのを確認することとされていますので、つまり、被害者の側が発表しているよと言ったケースについて警察が発表しているということです。

警察に個人情報を提供した被害者がメディアへの個人情報公開を望んだ場合には、ああ、ごめんなさい、本来的には公開しないとされているケースも、例えば少年だとか、さっきの性犯罪だとか、あるんですけども、それでも公開してくれというケースがありますけれども、それは例外的な判断であるということで、警察の方でも公表する。中には、こんなひどい目に遭ったんだというところで世間に訴えたいという方もいらつしやるでしょうから、それは被害者の意思を尊重するということになっています。

ドイツに関して言うと、そもそも、ちよつといろいろなケースを出して恐縮ですが、被疑者のケースですが、被疑者は実名報道はしていませんで、名前の方はあれなんですけれども、それにイニシャルをつけて報じているということで、被害者名に関しては本人や遺族の承諾がない限り原則として報道されないということ。つまり、やはり被害者側あるいは遺族の方々の意思が尊重されるということです。

プレスコードというのがあつて、これはやはり

同じように、原則として、ドイツの場合には、基本、報道でもそういうのはしません。極めて例外的なケースについて、やはり、同意があつたかどうかということ、これは警察側です、警察側が、プライバシー保護の観点から、原則として、犯罪被害者、また容疑者の名前も公表しない、年齢と大まかな居住地域だけを公表しているということのようです。

フランス、これは少年法の事件なんですけれども、フランスの少年法は、推知報道が禁止された上に罰則の規定も設けられているということなんです。

有名なのがスウェーデンで、これは、かつて実名報道か匿名報道かが大議論になったときに、匿名報道派の人たちがスウェーデンをモデルにしてということをやっていたぐらい、基本的には匿名で被疑者について報じている国なんですが、なぜかこの国は被害者については割と報道されているという、ちよつとアンバランスかなという気がします。

ベルギーについても、やはり実名報道はしていません。被害者の人権やプライバシーを最重視するというところであります。

イタリア、スイスなど、ちよつといろいろな国があるんですけども、るるお話をさせていただきましたが、つまり、報道が報じることが多いということでもかなり抑制的にされているケースが多いのと、そもそも、警察が発表するときに配慮しているというケースが多いということでありま

それで、昨日、質疑の通告のときに、これは個人情報保護法との関係でどうなんですかということとで通告したんですが、ちよつと、ずっと何となくもやもやとしていたんですが、実は私自身が、そちら側の立場に立つたことがあるんですよ。

十年前、三・一一の前に、あつちが衝撃的だったので忘れられている方もいらつしやるかもしれませんが、ニュージーランドのクライストチャー

チというところで大きな地震がありまして、日本人の語学留学生が大変犠牲になりました。当時、私は外務大臣政務官をやつていまして、現地に行つていました。ずっと御遺体の確認ができず、私が現地対策本部長三代目だったんですが、そのとき初めて日本人の方の御遺体の照合があつて、御家族の方にお知らせしなければいけないという、なかなか慣れない大変な思いもいたしました。そのときに報道発表を担いました。

これは、少なくとも、外務省のルールで、当時、御遺族なり被害者の方の同意がなければ名前には発表しないと。問い合わせたところ、今でもそうしていると外務省は言っていました。

恐らく皆さんも新聞報道なんかで、例えば、メキシコで邦人男性、事故で亡くなる、何歳というような記事をご覧になることがあつて、必ずしも名前とか職業とか、何県の人かと分からないで報じているケースがあると思います。あれは多分、同意が取れていないんですよ。

日々、そもそも、生存を信じてこられていた、まだその時点では御遺族ではなくて、家族会の方なんです、その方に対して、ちよつとお伝えしなければいけないことがあつて、必すしも名前とか職業とか、何県の人かと分からないで報じているケースがあると思います。あれは多分、同意が取れていないんですよ。

ただ、これは、今いろいろ説明しましたけれども、紹介しましたけれども、国によつてルールが違つて、実は、ニュージーランドという国は、生存されている方はともかく、亡くなったという死亡情報については、死者は人権享有主体でないもので、御遺族の心情はともかくとして、死者の情報、つまり、この方が亡くなられたという個人情報について、公の機関が知つた以上は必ず発表しなければいけないという考え方をあの国は持つています。なので、実は、その御遺族の方

に、どうしますか、日本のプレスに対してと聞いても、もし不同意だったときは、私は発表できない

いんですけれども、ただ、ニュージーランド政府は発表してしましますよということも併せてお伝えをしました。

実際、現場にいたときには、最終的には、皆さん、もう発表してくださいということになるんですけども、少し生々しい話をすると、ただ、まずは自分の口から家族に伝えたい、親族に伝えたいというのがあるので、ちよつと待つてくださいうという話があつて、例えば、夜に私が告知すると、翌日の昼に報道発表するというようなケースがあつたりとか、実は、ニュージーランド政府にもお願いをして、ニュージーランドの法律は動か

せませんけれども、四十八時間ホールドすることができるといふ規定が向こうにあつて、四十八時間後にはリリースしなきゃいけないというので、こちらが発表するまでは待つてくれというような話をしていたのです。というエピソードはこまめとして、

改めて、外務省にもう一回確認を、今回のことをきつかけにして話を聞いてみました。これって

何かルールは決まってるんですかと言つたところ、外務省なりのルールなんだけれども、そもそも個人情報保護法だと国家公務員法の守秘義務

がありますので、誰が亡くなられたのか、被害に

遭われたのかというのは個人情報なので、同意が

ない限りは発表しませんというのが外務省の現時

点でのルールだそうなんです。

そういったことからすると、恐らく、今まで議

論がなかったのかもしれません。政府として、必

ずしも、この被害者の情報についてどうリリース

するかということについて、個人情報保護法と

か国家公務員法の守秘義務、この間ちよつと別の

件で問題になっていますが、これとの関係につい

て整理はどうされているのかしらと思つて、必ず

しも統一されていないような気がします。

少なくとも、警察の関係で、被害者の情報を、

要するに、この第四次犯罪被害者等基本計画、い

ろいろ配慮はするとは言つてはいますが、必ず同

意がなければ発表しないということにはなつてい

で自由がありますが、そのところについても、この基本法の中で制約をする、配慮するというところについては記載をしております。全ての国民も全く同じであります。公権力だからとかメディアだからとかということではなく、あくまで犯罪被害者の方の権利利益にしっかりと配慮をする、このことが基本法の理念でございますので、それに基

づいて全ての者がそうした姿勢で臨むということが基本ではないかというふうに思っております。絶えず変化をしておりますので、これは今御指摘いただきましたようなメディアの、SNSを通じてということ、かつてとは違う状況もございますので、そういったことも踏まえて、絶えず検証していく努力ということは、被害者のためにも、またこれから犯罪を起こさないという状況のためにも、していくべきことではないかと思っております。

○山花委員 思いのこもった御答弁、ありがとうございます。

終わります。

○義家委員長 次に、稲富修二君。

○稲富委員 立憲民主党の稲富でございます。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど山花委員から、被害者の方の情報の公開について、御家族について、御質問がありました。私も同じような問題意識で、ちよつと質問をさせていただければと思っております。重なる部分、多々ありますけれども、非常に大事な点だと思えますので、御容赦いただければと思います。

先日、やはり当委員会、私は、武参考人が様々この場で陳述をいただいて、心を動かされることが多くありました。その中で、特に、推知報道の言及の中で、被害者の方の名前がどんどん出ますよというお話があったというのが非常に印象に残っております。どんどん出ますと。

ちよつと引用しますと、社会的に大きな影響力のあるような事件であれば、被害者の名前をどうしよう、出した方がいいのか、いや、出さない方

がいいのか、考えていただく機会があります。でも、私たちの会の人、みんな最初から出ています。でも、どんどん出て、ネットにも載ります。事実だけ載るわけじゃないんです。誹謗中傷もあります。そして、女の子であれば、本当に面白おかしく報道されているんです。こういう陳述がございました。

そして、これも吉田委員から御紹介ありましたけれども、去年の八月、私の地元で、二十一歳の女性が十五歳の少年に商業施設で殺害されるという痛ましい事件がございました。今日はちよつと資料でおつけしなかつたんですけれども、ネット上ではその女性の顔写真というのは出ておりまして、他方、その加害少年についてはもちろん出ていないという状況がございます。これを見たときに、やはり御家族のことを思うと心痛むわけで、本当にこれは御家族の御同意があるのかということをややはり思うわけでございます。

二つ問題があつて、やはり情報をどう開示するかということ、ネット上の問題という、先ほど大臣もちよつと触れられましたけれども、そこは少しまた別の次元としてあるとは思っています。

そこで、先ほど警察の方から御答弁ありましたけれども、改めて、どのように捜査段階でこういう情報開示をして取り組んでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

○櫻澤政府参考人 警察では、被害の届出あるいは被疑者の検挙などを通じて、犯罪被害者と最も密接に関わり、犯罪被害者を保護する役割を担う機関として、犯罪被害者の視点に立った施策を行っております。

捜査段階においては、犯罪被害者は、自分が他人の目にさらされることにより精神的負担を受けることも多いことから、被害状況等が明らかになることでプライバシーが著しく侵害されることのないよう十分配慮することが重要であると考えています。

そのため、捜査を始めとする警察活動においてこのような配慮を尽くすことはもとより、報道機

関による集中的な取材などにより被害者に著しく精神的負担がかかるおそれのある場合には、あらかじめ指定された警察職員が寄り添って支援するとともに、一時的に居宅以外の場所に身を寄せるなどの助言を行うことにより、被害者の精神的負担の軽減に努めているところでございます。

犯罪被害者に関する情報を含め、事件に係る報道発表については、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益や、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響などを個別の事案ごとに総合的に勘案した上で判断しているところでございます。被害者の視点に立った施策の推進の中で、こうしたことも検討してまいりたいと考えています。

○稲富委員 ありがとうございます。

今、資料二ページの第四次犯罪被害者基本計画のことを踏まえて御答弁いただいたかと思えます。

一 ページで、京都アニメーションのときに、事件発生からかなりの時間をかけて、被害者の御遺族の配慮の中で公表されてきたという経緯がございました。やはりこういったことが非常に大事ではないかというふうに思います。

大臣、改めてですけれども、先ほど御答弁ありましたけれども、やはり被害者の方の、報道の自由と、一方で人権、プライバシーという非常に本権に関わるようなものでございます。今後、また、先ほど申し上げましたように、情報開示のみならず、インターネット上で拡散力が拡大をしていくという状況もございます。改めて、これはどういうふうな、推知報道で加害者、加害少年の方の情報をおいかに公開していくかということと同時に、被害者の方の情報をどう守っていくのかということ、改めて、大臣、御答弁をいただければと思います。

○上川国務大臣 事件広報ということでございますが、これは検察当局がなすことでございます。この場合におきましては、個別の事案における被害者の方の氏名等の個人情報公表するか否か、

先ほど申し上げたように、私も、そういう意味で、この問題について扱うに当たって、そこで判断をする方が、被害者や御遺族の正当な権利利益をしっかりと尊重するというところ、そして被害者や御遺族の意思を十分に考慮するというところ、こういうことをその現場の中で個々の事案に応じて適切に判断をしていく、このことが基本的な社会のありようとして、なければいけないというふうに思っております。

先ほど、三点ということで、個別の事案ごとに、公益上の必要性とともに、関係者の名誉、プライバシーへの影響、及び捜査、公判への影響の有無、程度等を考慮し、こういう形で一応のガイドラインはありますけれども、それはあくまで一つ一つの事案に即して、被害者の意思に反してそれを出すということについては、本当に十分に議論を尽くして尽くした上でのことではないければ、基本的にはないというふうに私は思っております。運用のところでのしっかりとした判断力、このことが本当に何よりも大事であるというふうに思っています。

うっかりというようなことでその情報が拡散していく時代でありますので、さらに、それ、私だけ、あるいはあなただけ、報道機関だけという、そういったものではない、その人の尊厳に関わるということ、また命に関わることもつながるということについては、私は、いろいろな方々の、被害者の方々のお声に接して、本当に、一旦流れができると、圧倒的な嵐のようなものの中で立っているということがどんなに厳しいことかというのをちよつと実感してきましたものですか、そのような方針で臨んでほしいし、また、運用につきましても徹底していただきたいというふうに思っております。

○稲富委員 ありがとうございます。

次に、資料三ページを御覧ください。

これも、当委員会では諸先生方から様々な御見識、御質問がございましたが、改めて、私は伺いたいことがございます。

これは、少年の刑法犯の数が減っているのに、世論は非常に増えているというふうになっている。重大事件が増えていると認識をしている、その認識の大きな開きがあるという点でございます。

この③のページを見ていただくと、少年による刑法犯は確実に増えている、下を見ると、少年非行に関する世論調査の結果を見ると、重大な事件は増えているという方が、平成二十七年、七八・六％、平成二十二年、七五・六％ということ、増えているわけでございます。

当委員会でも質問がありましたけれども、より真正面から、なぜ、刑法犯が減っているのに、重大事件が増えていると世論が認識をしているのか、それを真正面から、なぜかということについては御答弁をまだいただいていないものと思えます。なぜこれだけの大きな開きがあるのかということ、是非理由を教えてくださいいただければと思います。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、少年による刑法犯の検挙人員数は全体として減少傾向にあると認識しております。

他方、平成二十七年度に実施された内閣府世論調査では、実感として、おおむね五年前と比べて、少年による重大な事件が増えていると思うかという質問に対して、増えていると回答した者の割合が七八・六％であったと承知しております。

こういった検挙人員数の動向と世論調査の結果の関係につきましては様々な評価があり得るところでございます。お尋ねについては、一概にお答えすることは困難であろうかと考えております。

○稲富委員 刑事局長、先日の委員会、国民の理解、納得についてはどうやって取ろうとしているのかという委員の質問に対して、こう答弁されています。

十八歳、十九歳の者が罪を犯した場合には、このような立場に応じた取扱いをすることが適当で

あり、今回の法改正に至った。また、刑事司法の存立基盤である被害者を含む国民の理解、信頼の確保という観点からも必要であると考えられるということ、すなわち、これは、やはり、国民の理解が、信頼が、今回の立法における立法事実であるということではないんですか。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

私が先日御答弁した内容は、そのとおりでございます。

今回の改正の立法事実、すなわち、どうして今回のような改正をお願いするかということでございます。

これは先日御答弁申し上げていることでございますが、今回の改正は、少年による重大な事件が増えていると思うかということに対する世論の動向というのを考慮したというのではなく、再三申し上げておりますように、公選法の改正あるいは民法改正による成年年齢の引下げということがございます。

この時々、公選法の改正の際はその附則により、さらに、民法の成年年齢の引下げの際はそのまた附則によりということ、少年法について引下げを検討すべきという国会の御意思が示され、それに応じて検討して、今回その検討の結果として、こういった選挙権年齢や成年年齢の引下げということによって、十八歳、十九歳の者を取り巻く社会情勢が変化した、そういうことによつて、また、そういう社会情勢の変化を踏まえて、それに対する国民の信頼をどう維持するか、そういうことから、今回の改正をお願いしているものでございします。

○稲富委員 大臣、これは、やはり世論の要請があるということは大いじゃないですかね。

だから、これは、何で改正したんだという、求めるのかということ、もちろん今の御説明ありますけれども、世論が後押ししていることは間違いないわけ、なぜこれぐらいの認識の乖離があるのかということ、やはり大きく分析そして対策が私には必要だと思ふんですよ。

更によね、この世論調査の中で、先日、民法の改正のときに、この二十歳から十八歳までに引き下げるべきかという様々な世論調査では、約八割の人が、刑法は十八歳まで引き下げるべきだということ、八割の方がそうだとおっしゃっている。

そういうことと同時に、この調査を見ると、重大な犯罪が増えているという方が増えているんですよ。件数は減っているのに、増えていると認識している人が増えているということは、どんどんその認識が開いていっているんですよ。件数は減っている、認識はもつと増えていると思つていっていることは、どんどん開いていっているということ、国民の認識が、世論が。

だから、それはなぜかということ、相当やばい私はいさしかりと分析する必要があるし、今後、五年後なり、何らかの見直しをする際に、国民の世論の背景というのは非常に大きいと思うんですよ。

なので、やはり、なぜこれだけの大きなギャップがあり、しかもそれが開いていっているのかということ、しっかりと政府として対策、分析する必要があると思いますが、大臣の見解を伺います。

○上川国務大臣 ただいま御質問のベースになりました平成二十七年の内閣府の世論調査結果、これは、平成二十七年の七月から八月にかけての実施期間ということでございます。実感として、おおむね五年前と比べて、少年による重大な事件が増えていると思うかという、こうした設問でございます。

それに対して、増えている、七八・六％、変わらない、一六・八、減っている、二・五というところでございます。

この調査は、実は定点的に行っている調査でございます。平成の二十二年、平成の十七年、平成の十三年というところで、遡って調べているところでございます。これは、今から二十年ぐらい前ですか、平成十三年の状況でございます。これは十一月の時点での調査ということであり

ますが、あなたの実感として、重大な事件が以前に比べて増えていると思うか、二十歳未満の方に引きまわすという、ちよつと設問が少しずつ違ふんですが、そのときには、増えているが八八、十七年には九三、七五、そして、七八という状況で、少しそれは、認識でというのは減っている状況でございます。

この今のところを正確に、実感の話と、そして今のような認知件数の話、このところについて、認知件数の状況については、一般の方は御存じありませんので、どういふふうにか減っているか、日常的に接しているわけではありませんが、じや、どういふふうにか減っているのか、素人的にどうか、率直に国民的な目線で見ますと、例えば、その当時、もし仮に大きな事件があったといふふうにか減るならばその影響は計り知れないものがあるといふことで、この数字の中でも、九三％もあつたり七五％があつたりといふことで、かなりフラクチュエートといふか変化している、こういう読み方をしなければいけない、私自身はそういうふうにか減つております。

犯罪の動向につきまして、今はSNSの時代でもありまして、先ほどの御質問もありましたとおり、実名の報道が社会の中でどういふふうにか減っているのかということについて、例えば、十七年前の犯罪被害者等基本法を作った当時とは違ふ状況でもあるということ、そういう意味では絶えず社会状況をしっかりと認識していかなければいけないということだと私は思います。その意味で、いろいろな形で分析を加えていく。しかも、同時にトレンドをしっかりと見ていくということについては、私は大事なことでありたいと思つております。

今回の法律案でございますが、そうした御質問といふことではあります。今回は、選挙権年齢を十八歳に引き下げる公職選挙法の一部改正法案の附則におきまして、国会の意思として、民法の成年年齢とともに少年法の適用年齢を引き下げるかどうか、こうした検討が求められたことを契機

として検討した結果ということでございまして、今回は、公職選挙法の選挙権年齢、また民法の成年年齢の引下げなど、十八歳、十九歳の者を取り巻くそうした変化を踏まえた上で、少年法の適用におきましてもその立場に応じた取扱いを定めようとする、こういう流れの中で今回お出ししている法案であるということをもう一度申し上げさせていただきます。

○稲富委員 今おっしゃった、定点観測が必要だということであれば、まず、これは内閣府が五年ごとにやっているのか分かりませんけれども、私、もうちょっときめ細かくやらなきゃいけないんじゃないかと思えます。

それと、今おっしゃったように、今回の法改正はそれを受けてのものではないんだという立場に立っておっしゃいますけれども、明らかにこれは世論のやはり後押しがあると思うんです。その上で、これが法案提出をされているわけです。

したがって、やはり定点観測をいつて、どう国民が認識をしているのかということは、私はやはりやるべきだと思います。これは、見直しが五年後とあって、またその間に調査をするというよりも、それに向けて少しずつでもやはり調査をし、分析をすることが必要じゃないかというふうに申し上げます。

次に、原則逆送について伺います。

今回、対象事件が拡大をしまして、先日来、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役が原則逆送の対象となりました。

そして、四ページを御覧ください。組織的な犯罪の場合ということで、四ページの十三、十四で、詐欺の罪、組織的な犯罪のですね、詐欺、恐喝は一年以上の有期懲役ということで、こういった場合は当然これに該当するわけです。

先日、片山参考人からも、こういう事案が組織的に行われた場合に、例えば暴力団の末端として使われている場合にもこれは該当するんじゃないかということ、まあ、受け子等もそういうふうな該当するのではないかとということで陳述がござい

ましたが、そういうふうな原則逆送の対象になるということになるんでしょうか。確認をさせていただきます。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

今回の原則逆送の規定は、死刑、無期又は短期一年以上の懲役又は禁錮に当たる罪ということでございまして、委員御指摘の組織的な詐欺、恐喝は短期一年以上の有期懲役を定めておりますので、これは原則逆送の対象事件に当たることになります。

その上で、私ども、既に現行法の原則逆送の制度もそうありますが、まさに原則であつて、必要の逆送でないということから、逆送が相当でない場合については逆送せず保護処分とすることができるよう制度としております。

○稲富委員 ありがとうございます。

その中で、強盗はどこまで対象になるのかということが常に言われているわけです。

それで、六十二条のただし書は、調査の結果、犯行の動機、態様及び結果という言葉が入って、犯行後の状況等々があつて、これをどう適用するかということなんですから、ちょっとと五ページを御覧いただきますと、もう御存じの先生方には大変恐縮なんです、私は分かりやすいようにと思つて載せていただきました。

要するに、家庭裁判所が、検察官送致をするのかということ、原則的には、今の場合であれば送致をする、そうでない場合は保護処分をするというふうに、家庭裁判所が、検察官送致をする、あるいは保護処分をするということ、ただし書において判断をしていくことになるのかと思ふんです。しかし、そもそも、原則、ただし書を適用して逆送しない、するのかもしれないということとを判断をするということが、家庭裁判所の役割とされているのかということなんです。

例えば、現行であれば、十六歳以上で故意で殺害をしたというものは原則逆送、これは分かりやすいのか、もうはつきりしている。しかし、これは範囲がかなり幅広く、同じ強盗といつても

いろいろな種類がある。組織的な犯罪といつてもいろいろな幅がある。そういう幅がある中で、原則に当てはめるのか、そうではないのかという判断を、そういう事実認定を家庭裁判所がやるんですね。それがそもそも家庭裁判所に求められている機能なのかというふうに思ふんです。

当然、それは検察官からの捜査資料を基に家庭裁判所が判断をする、こういうことになるんじゃないか。是非教えてください。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

現行も原則逆送の規定がございまして、その例外に当たる場合かどうかというのは家庭裁判所が判断しているところでございます。

家庭裁判所は、判断に当たりまして、今委員御指摘のように、検察官から送致された証拠に加えまして、家庭裁判所が自ら収集した証人の証言などの証拠というものもございまして、さらに、家庭裁判所にはこういった少年事件を担当する家庭裁判所調査官もおりまして、その要保護性に関する家庭裁判所調査官の調査結果もございまして、こういったことに基づきまして、現行の原則逆送規定の適用に当たつても、逆送すべきか否か、例外的に保護処分とすべきか否かを判断しているところとございまして、これは、今回改正法でお願いしているものにつきましても同様でございまして、○稲富委員 大臣、これは家庭裁判所が事実認定をしなきゃいけないということですね。しない、どうするかというのは判断がつかないわけ、なので、これはやはり、このただし書のところが、どういう場合がこれに当たるのか、やはり事案を私は明示してほしいと思ふんですけれども、今のままだと、何が原則に当たるのか、ただし書に当たるのかというのは分からないうちです。分らないかというの、判断もそうですし、今の状況だと、どういう判断に基づいて誰がやつてということが私は不明確だと思います。

是非、そういう意味で、保護処分にふさわしいという事案は一体どういうものなのか、ただし書にどういふものが当たるのかということを明示し

てほしいと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員のおっしゃっておられるのは、現行の原則逆送規定ですと、故意の犯罪行為によって人を死亡させたものということで、比較的犯罪が明確なんじゃないか、一方、強盗のようなものになりますと、事案ごとに犯罪が大きく異なるのではないかとございまして。

ただ、実際は、故意の犯罪行為により人を死亡させたものといひましても、やはり犯罪は様々でございまして。そういった様々な犯罪を考慮してでございまして。

これは先日、私、御答弁させていただいたところでございまして、最高裁の事務総局の資料でございまして、平成二十九年に家庭裁判所で終局した原則逆送対象事件、これは現行法でございまして、で、十八歳、十九歳の少年に係る事件の捜査は九人であつて、そのうち逆送されなかった者が三人だという形で、現在も逆送されない人員が多うございまして。

原則逆送の対象になる事件がどういふものかというの、これは法定刑などで明確に定めなければいけません、どういう場合に原則逆送の対象にならないかというの、まさに個別の事案ごとに見ていくものでございまして、これは現行法の事案であつても改正法の事案でも変わらないと思ひます。

そういったところには、まさに、何といひますか、こういった犯行を犯したかという犯行そのものの、いわゆる犯情のものと、それから少年の要保護性という両方を考えていかなければならないところとございまして、まさに、家庭裁判所というのは、現在の少年法ができて以来、ずっとそういったことについての蓄積がある、そういったところとございまして。

今回の少年法、今回の改正で、やはり、二十歳未満の者についても全件家裁送致をするという制度を取つたのは、まさに家裁がこれまで積み重ね

てきたその機能を、今後も、本人の健全育成のため、あるいは再犯防止のために有効に活用しようという趣旨の出ているものでございますので、家庭裁判所は、改正法の下においても、この原則逆送規定の適用に当たって、それが例外に当たり得るかどうかという判断については適切にできるものと想定しております。

○稲富委員 ありがとうございます。

ただ、要するに、誰かが事実認定をしなきゃいけないわけですね。それが果たして家庭裁判所にそもそも求められていることなのかということなんです。ちよつともう、今日はここでもめます。

次に、少年院について伺います。

先日、片山参考人から、少年院の役割について、非常に大きいという陳述がございました。

資料六ページを御覧いただきますと、少年院の入院者数はどんどん減っているということなんです。この入院率というんでしょうか、定員に対する率はどうなっているのか、あるいは再犯率について、少年はどうなっているのかということをお伺いします。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。

少年院の定員に対する入所率につきましては、令和三年一月末日現在の速報値で、全国の少年院の収容定員が五千二百七十八人に對しまして、収容現員は千五百三十三人となっておりまして、その収容率は約二九%となっております。加えて、少年院の出院者の二年以内の再入率、もう一度少年院に戻ってきてしまう率につきましては、平成三十年の出院者では九・七%になっておるところでございます。

○稲富委員 ありがとうございます。

だから、定員に対しては非常に低い割合だということ、八番のページを御覧いただきますと、全国様々な少年院があります。我が地元にもございまして、是非、ちよつと時間が来ましたので、活用していただいて、法制審の要綱にも要請がございますので、是非お取り組みをいただければと

思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○義家委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 立憲民主党、屋良朝博でございます。よろしくお願ひいたします。

この間、いろいろ議論がありました。特定少年という枠を設ける、フルメンバーシップは与えないけれども、すばつと線引きしません。できないよ、やつちやいかぬ、なぜなら彼らは特定少年だからというふうな議論で、なかなかこれは、僕ら素人、法曹界にいたことがないので、素人にはよく理解ができない、及ばないような議論が今ここであるというふうな気がしているんです。

その特定少年の枠を設けるときの、社会的な、あるいはいろいろなフォローアップとかその受皿、そういったものが本当に整備されて、それから機能するという担保があるのかというところ、非常に心配をせざるを得ないというのが、私、この間議論を聞いていて感じているところでございます。

上川大臣は、本会議で、趣旨説明のときに、成長途上にあり、可塑性を有する存在と述べられました。法制審議会の答申でも、典型的にまだ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあるとの認識を示されております。

なので、この特定少年というカテゴリーですね、なかなかすばつと、どこで線引きしていいのか分からないというか、基準がなかなか探しにくいような中で、様々な法改正が行われて、どんどん議論だけ、形だけ、でき上がってしまったんじゃないのかというふうな気がしております。

必要な知識と能力を成長段階で身につける機会を保障することが私は重要であつて、そういった環境を整えてあげる、そういったものを先にやらないといけないんじゃないのかなと思うんですけれども、大臣、見解を、様々なこの場でも述べられておりましたけれども、改めてお聞かせください。

○上川國務大臣 今回の法改正におきましては、民法の成年年齢の引下げということで、十八歳及び十九歳の者が大人として、社会的にいうと契約をすることができ、その他、自立的な主体としての存在を、社会の中でしっかりと活躍していただきたい、こういう中で、法律の制定によりまして、これが成立したということでもあります。

その前には、選挙権年齢の引下げという、大変、公権の中での極めて重要な要素として、法律が制定されたということでもあります。附則におきまして、いろいろな、十八歳、十九歳に、年齢に関わる部分につきましては、三百以上、三百六十ぐらいの間を法律がございまして、それぞれ法律の趣旨に照らして、どのようにこの年齢を扱うのかということについては、例えば飲酒とかというふうなことも含めまして、今まで幅広く検討をされてきたところでございます。

その中に、少年法についてはどうなのかという、少年法というか、十八歳、十九歳の犯罪を犯した方に対してはどうなのか、こういう趣旨で、少年法の引下げをするかしないか、これが課題として最後に残されている大変大きな課題であつたというふうな認識をしているところでございます。

今回、この少年法の適用ということの中で、十八歳、十九歳の方々に、特定少年という名前をつけているわけですが、まさにこの十八歳、十九歳をどのように扱うのかということについての御議論をいただいた上で、そして、法制審議会の中で、長年、長い間の御議論の上で、このようなフレームワークであります、十七歳以下の者とも違う、十八歳、十九歳であるし、二十歳以上の者とも、また可塑性の中で違う存在であるということ、この者をどのように位置づけるかということの結果として、今、今回の法案の中で提出したようなフレームワークで、全ては家庭裁判所に送致をし、そしてその中で御判断いただき、逆送の対象として、しっかりと責任主義の中で対応していただく方については逆送をする、その

幅を少し広げる、こういう中で、一連の、トータル構想の中で出してきた、そういう案でございます。

そこで、今、そういう中にありまして、どちらが先か後かということよりも、民法については少なくとも引下げをしている状況でありますので、その意味でも、社会環境の整備については待たなしの課題であるということでございます。そしてまた、少年法の引下げ、この法案が成立させていただくならば、それに基づいて、またそれについて様々な教育も含めまして、社会環境の中の整備をしていくということは極めて大事であるというふうに思っています。

成長段階にある子供への教育的機会の保障、また社会環境の整備、これは成年年齢の引下げの環境整備の中でも大きな柱になるのかというふうに思っております。その施策の中に、消費者被害の拡大の防止のための施策のように、複数府省庁が関わるものもございまして、政府におきましては、関係行政機関相互の密接な連携協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するため、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催してきたところでございます。この間もずっと開催しながら歩調を合わせて進んでいく、あるいは課題の連携をしながら、より効果を上げていくための協力関係を結んでいくというふうな形で進めてきたところでございます。

成年年齢引下げの施行までもう約一年ということでございます。今年度におきましても、法務省といたしましては、消費者庁などの関係省庁と連携をしながら、政府横断の形でしっかりと環境整備の施策の推進を図っていく、こうしたところにつきましては更にギアを上げていかなければいけない課題だというふうな思っております。また、その先もずっとやり続けなければいけない課題だというふうな思っております。

○屋良委員 先ほど稲富委員の質疑を聞いていて改めて疑問に思つたんですが、犯情につい

て、これから実例の積み重ねで、判例を積み重ねていきながら基準を定めていくというふうな説明に聞こえただけですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○川原政府参考人 お尋ねは原則逆送の例外の適用についてということだろうと思います。

私が先ほど申し上げましたのは、原則逆送という規定は既に現行の少年法でございまして、現行の原則逆送規定の適用については、家裁でもノウハウが積み上がっているところでございまして、

原則逆送を適用するかどうかというのは、その犯罪事実そのものに係る事情とそれから当該少年の要保護性といったものを両方を判断しなければいけないということございまして、このことは既に現在の家庭裁判所において、家庭裁判所というのは、御案内のように、法律家である裁判官が少年審判を担当し、それを補佐するために、たしか教育だとか心理であったと承知していますが、家庭裁判所調査官がいて、やるということ、こういった機能の中で既にそういった判断のノウハウは積み重なっておりますので、それを活用して、今後、改正法においても原則逆送規定の適用を適切にやっていけるものと想定しているという趣旨でございまして、これからそれが積み上がっていくというものではございません。

○屋良委員 僕、地元の知合いの弁護士さん、少年犯罪を多く扱っている方にちょっと電話して聞いてみたんですね。原則逆送ができちゃうと、それに抗するような、あるいはそれに反するような判断を本家に家裁ができるかなというふうな懸念を言っているんですね。

だから、一旦、取りあえず基準ができちゃった、しかし犯情によって様々だよと言われても、その場その場で家裁の担当している方が、これを法律に基づくことは違うような判断ができるのかなというのがその弁護士さんが話していたことなんですけれども、質問を出していないので、答弁、もしできるなら、刑事局長、お願いします。○川原政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどもちょっと申し上げましたが、先日お御答弁した数字でございしますが、家庭裁判所、事務局の資料で、平成二十九年に家庭裁判所で終局した原則逆送対象事件がどのように取り扱われたかという資料がございまして、

これは、済みません、数字が、今の原則逆送対象事件は十八歳、十九歳以下のも適用になるんですが、犯罪を犯したとき十八歳、十九歳の者に限定して取った数字でございしますが、平成二十九年は、犯行を犯したときに十八歳又は十九歳であつた者の原則逆送対象事件は全国で九人、そのうち三人が逆送されない、すなわち例外に当たったという例でございまして、それから、平成三十年につきましては、同じく、全国で十一人おりましてうち二人が例外として逆送されなかった。令和元年につきましては、全国で六人いたうちやはり二人は原則ではなく例外として逆送されなかったということございまして、元々の数字が必ずしも多くないものから、そういった限界はあるうかと思いますが、実際にこういった実情を見えますと、例外規定はそれなりに適用されているということは見えて取れるのではないかと思っております。

○屋良委員 検討しないといけない母数が増えるわけだから、多分影響も大きくなるし、恐らく現場は少し、少しどころが大変困るんじゃないかなというふうなことを稲富委員との質疑を聞いていて思った次第でございまして、

この点もちよつと問題ありかな。なぜかという、犯情の情報は情けじゃないですか。心のひだですよね、これは、それをどういうふうな基準化していくかというのは、恐らく時間がかかるだろうし、判例を積み上げていくしかないんじゃないかなというふうなことを思ったというところでございまして、取りあえず通告していない質問を今させていただいたわけですが、先ほど大臣がおっしゃった省庁連絡会議、あと一年しかない中で、これはギアアップしていかないといけない。きつかけは公選法の改正で、民法改正と来て、そ

して今の少年法と、どどどと進んできたような感じがあるんですね。これまでも議論、議事録を読ませていただきましたけれども、非常に、消費者庁も含めて、契約年齢を引き下げることに対する懸念が大変多く委員会でも指摘されていたというふうな議論も載っておりますけれども、果たして、あと一年でギアアップしてそういった宿題を本当にこなしているのか、非常に心配でござい

ます。セーフティガードをどうするのと。フルメンバースhipを与えない、だから特定少年というカテゴリーを設けてやるんだけれども、どうもその辺の、セーフティガードがどうなっているのかということが非常に気になるのでござい

ます。それは省庁連絡会議に参加している様々な省庁の取組があると思っておりますけれども、今日は消費者庁に来ていただいておりますので、法務省と消費者庁の取組をそれぞれお伺いさせていただきます。○小出政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のように、若年消費者保護に向けた施策、これは成年年齢引下げの環境整備の施策の中で特に重要なものと認識しております。先ほど大臣からも答弁ございましたけれども、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議におきまして、環境整備の施策が十分な効果を発揮するよう、工程表を作成した上で全体的な進捗管理を行ってまいりました。

工程表に掲げられた若年者の消費者教育、消費者保護に関する施策の進捗状況、これは毎年連絡会議において共有されておりますが、例えば、実践的な消費者教育教材の利用の拡大、あるいは新たな教材等の開発、あるいは教員への研修などの関係省庁による施策が工程表に従って着実に進められてきたものと承知しております。

法務省固有の施策といたしましては、改正法の周知活動に加えまして、消費者被害の防止に資する取組といたしまして、契約の成立やその効力な

どを分かりやすくまとめた法教育のリーフレットを作成して、全国の高校生に配付するなどしてきたところでござい

ます。今年度も、連絡会議の開催等を通じて、各府省に対して消費者被害の防止を意識した取組をしていただくよう働きかけるなどして、政府横断的な環境整備の施策の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○吉川大臣政務官 今委員から御指摘いただいたとおりでございまして、消費者庁としても、成年年齢引下げを見据えて、若年者の消費者被害を防止することは重要課題であると考えているところでござい

ます。まず、遡りまして、平成三十年には、主として若年者に発生している被害事例を念頭に置いて、いわゆる就職セミナー商法等の消費者の不安をおおる告知や、いわゆるデパート商法等の恋愛感情に乗じた人間関係の濫用といった不当勧誘行為に対して取消権を追加すること等を含んだ消費者契約法の改正が行われたところであります。

加えまして、厳正な法執行、消費者教育の充実、消費生活相談窓口の充実、周知など、消費者被害を防止するための対策に取り組んできているところであります。

若年者向け消費者教育については、関係省庁と連携をして一層強化を図っていく考えであります。また、若年者を含む消費者の脆弱性につけ込む悪質商法に迅速かつ厳正に対処するため、消費者契約法を含む制度の見直しを絶えず行うほか、厳正な法執行など、重層的な施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

○屋良委員 ありがとうございます。今、吉川政務官の説明の中で、二つについては取りあえず取消権を設定しました、しかし、判断能力がまだ不十分、あるいは定かでないという、いわゆるつけ込み型ということなどについてはこれからの議論していくということなんですけれども、あと一年しかないんですね。これは、議論もずっとやっていても、その議論しているメン

バーの中にビジネスマンも入っていて、それは本
当にがちがちやっているといいのかわかるというこ
とが非常に疑問であるわけですね。

消費生活センターへの相談件数、悪徳業者に狙
われる率が二十歳になるとぐっと増えるじゃない
ですか。ですよね。ということは、十八、十九と
いうのはフルスペックで取消権があるから、業者
はそんなリスクを負って十八歳、十九歳をター
ゲットにしないわけですよ。これはもう数字で
はつきり分かっているし、法制審の二〇〇九年の
答申でもこれを非常に強調されているわけす
ね。そこを救う、そこをカバーするような、そん
なこともちゃんとやっていない。

だから、公選法の改正があつて、民法改正が
あつて、少年法が来ているんだけど、そこ
ところ、法制審がちゃんとやりなさいと言ったと
ころがずつと抜け落ちていて、やったのは、デー
ト商法と不安をおおる商法に対しての取消権は設
定しましたと。

だけれども、じゃ、デイト商法というのはどの
ぐらいの被害実態があるんですかと問ひ合はせた
ところ、デイト商法全体を分母にしたうちの二十
歳代の相談件数は出てきたんですね。ところが、
全体像が見えない。そこで、消費生活センターの
統計とか見てみたら、デイト商法に関しては、非
常に全体に占める割合というのは少ない。七万幾
らかの相談件数の中で、デイト商法は、二〇一六
年のデータなんですけれども、二百五十二件、
〇・三％。それはケアしましたと今消費者庁が
言っている。

しかし、これまでの要求というのは、十八、十
九歳はもうちょっと保護すべき対象でしょうと、
消費者契約法に照らし合はせたら、こんなのも、
いろいろ条件を加味することじゃなくて、もう
これは守りましょうというざっくりとした包括法
ですよ。それをカバーしてあげないといけない
というのにもかわらず、非常にピンポイントで
やってきているところがある。非常に大きな問題
だと私は思っていて、保護するべきなのか、それ

とも切り捨てるべきなのかという、そんなところ
でこれを議論すると、本当に危ないような気がす
るんですね。

なぜこの二つだけ、不安をおおる商法、それと
デイト商法ということを取り出したのかというこ
とが非常に疑問なんですけれども、政務官、お答
えをお願いしたいんですが、よろしくお願いしま
す。

○吉川大臣政務官 その二つ、法律でいうところ
の三項、四項というような規定であると思いが
すが、現在、様々、委員が御指摘あつたように、包
括的な法律ということに関して検討が行われてい
るわけでありま。

平成三十年の消費者契約及び民法改正の際に、
若年成人のみならず、高齢者、障害者も対象と
し、より幅広い取消権、いわゆるつけ込み型不当
勧誘取消権の創設、さらには、平均的な損害額の
立証責任の負担軽減、事業者の情報提供における
考慮要素など、消費者被害防止のための措置につ
いて、これは附帯決議がなされているわけであり
ますから、これを踏まえまして、消費者庁におい
ては、消費者契約法の更なる改正を視野に、まず
は平成三十一年二月から消費者契約改正に向けた
専門技術的側面の研究会を開催して、法制的、法
技術的な観点から検討を行い、同年九月に報告書
を取りまとめているところであります。

その上で、同報告書を踏まえつつ、実務的な観
点からの検討を付加させるために、令和元年十二
月からは、消費者契約に関する検討会を開催し、
検討を行っているところであります。また、この
検討会においては、消費者や若年層など様々な形
の、消費者が被害に遭った事例等も幅広く取り上
げつつ、取消権の在り方について検討しているこ
ろであります。

法制的にも実務的にも論点は多岐にわたるところ
であります。報告書を取りまとめたいただけ
るよう、引き続き鋭意検討を進めてまいりたいと
思います。

その上で、委員御指摘の、この包括的な十八
歳、十九歳の取消しということでありますが、こ
れは、一概には、消費者庁のみでは少し判断ので
きるものではないと思います。是非、法務省ま
た立法府の皆様方の意見も聞いてまいりたいと思
いますが、ただ、一点、この十八歳、十九歳、こ
れは、包括的、どこまで包括的なのか、委員が、
今どういうイメージを持っておられるかというの
はちょっと計り知れませんが、その中で、例え
ば、これは、何でもかんでも取消しできちゃう
よ、こういうことになった場合に、成人年齢、成
人として、この十八歳、十九歳、成人にするとい
うこと自体の意味合い、こういったことも考えて
いかなければならないのかなと思います。

○屋良委員 そういうことで、グレーではあるん
ですね。

あと一年しかない、キャッチアップしていか
ないといけない。そして、消費者庁だけでは駄目だ
よ、手に余るので、法務省も一緒にというよう
なことなんですけれども、これは、来年の四月ま
でに本間に間に合うんでしょうか。上川大臣、もし
何らかの、間に合わすべきだ、あるいは、もう
ちょっと議論が必要だね、もう来年の四月一日で
尻を切られていますけれども、これはどういうふ
うな取組で間に合わせる予定なのかというのを、
もし今お考えがあれば教えてください。

○上川国務大臣 ただいま消費者庁におきまして
の研究会においての取組の実態、実情につきまし
て、政務官からの答弁がございましたけれども、
消費者契約法の改正につきまして、この検討が進
められているところでございます。法務省とし
てはそうした検討を見守るとともに、基本法制を
所管する立場でございますので、必要な協力をし
てまいりたいというふうに思っております。

消費者被害拡大の防止に向けまして、法務省と
いたしまして、先ほど来の答弁申し上げている
ところでございますが、成年年齢下げの環境整
備の施策、この推進は極めて重要であるというふ
うに考えておりまして、その中にありまして、成
年年齢下げ後も、十八歳、十九歳の者が未成年

者取消権類似の取消権を有するという暫定的な制
度等の創設につきましては検討をしている状況で
はございません。

これまで、法務省におきまして、成年年齢引
下げに関する各種の周知活動を実施してきました
し、また、消費者被害の防止に資する取組とい
しまして、契約の成立、その効力などを分かりや
すくまとめた法教育のリーフレットをしっかりと
作成して、全国の高校生に配付するなどして、教
育の現場の中で、その学年に応じた形の対応をし
てきたところでございます。一層の活用を、こう
した今年度でありますので、インターネットを活
用して、契約に関する知識などの普及を図る取組
なども実践をしていくところでございます。

今、若い、十八歳、十九歳だから、つけ込み型
も含めまして、非常に被害に遭いやすいという中
で、大変な議論になりました。このことについて
は、問題の重要性は認識をしております。その意
味で、教育を徹底的にし、そしてその成果を上げ
ていくということについては、これはもう委員が
大変御心配いただいたことを踏まえて、また今年
度も更に拡充してまいりたいというふうに思つて
おります。

○屋良委員 教育をしっかり受けられている子
供たちはいいと思います。ところが、私たちがケ
アしてあげないといけない子供たち、家庭環境は
いろいろ様々あります。中学校を卒業して社会に
出た若年者もおります。高校を中退した、せざる
を得ない、コロナの中で大変なことになっている
ので、そういった若年者が増えるということも考
えられるわけだと、これは容易に想像がつくわけ
ですね。

そして、今二つの、デイト商法と、もう一つ、
不安をおおる商法についてはやりましたというこ
となんですけれども、これはハードルが高いんじや
ないかなと思いますよ。

例えば、恋愛感情につけ込まれて金を巻き上げ
るとか物を押売されるとか、これは、被害に遭つ
た人は、私、恋愛経験が少ないのでよく判断でき

ませんでしたとか、あるいは、相手が本当に恋愛感情を持ってきていたのか、あるいはただ単に言い寄ってきただけなのかといったことを、多分、被害に遭った人は立証しないといけない、そんな状況に追いやられる。十八歳、十九歳でこれはできるんですかねということじゃないですかね。

しかも、それを教育でカバーするというのは、非常に限界があると私は思います。だからこそ、今、取消権があつて、そういった業者がつかまえないような抑止力になっていく。

教育力でやるというのは、防衛力を高めるというところで、それは一生懸命やっていただきたいんですけれども、ただ、この子たちの抑止力を奪ってしまうというのも一方であるわけですね。それはやはりちよつと手だてが必要であると私は思っています、しかも、それは一年しかない。

様々、委員会で附帯決議がついて、消費者契約法の改正のときにもそうだし、法務委員会でも様々議論があつたことだと思ふんですね。だけれども、今それは必要がないというふうな判断というものが、どうも、子供たちを守つてあげる私たち大人の責任、それと委員会、国会の責任、これが十分に果たせないんじゃないかというところが私は心配なんです。

教育はいいです。教育はちゃんとやっていただきたい。しかし、教育を受けられない子供たちがいるということが最も大事で、最もケアすべきで、ちゃんと教育を受けられる子供たちは、親権がなくならないとも、家庭の中でちゃんと守られて育つていく。教育の機会、成長する機会も与えられていいと思ふんですけれども、それができない、十八歳で借金を抱えて保護者もいない、このような若者をつくつていいのでしょうかという本心に心配があつて、高校生が、十八歳になった、マルチ商法でつかまつてそれが蔓延してしまつた、そうすると、学級自体あるいは学校自体が大変なことになつて、それを苦に思つて自殺しちゃうかもしれないという高校生がもしかしら出ても

くるかもしれない、そういったことの心配なんですよ。

だから、公選法を変えた、民法を変えた、少年法を今やろうとしている、そういった中で、私たちが守つてあげるべきであるという共通認識があれば、これは起こり得るであろう蓋然性も高い被害から守つてあげないといけないというふうな気がしておるんですけれども、もし、最後に、もう時間が来ましたので、吉川政務官、これはやつたるぞ、あと一年しかないけれども、そういった決意があればお聞かせください。

○吉川大臣政務官 何分にも政務官でございますから、決意を述べるほどの立場にはないと思ひますが、もつとも、消費者被害の救済、先生の御指摘のとおりでございます。

ただ、他方で、先ほどから申しているとおり、事業者の予測可能性を担保するために要件を明確化するというのは少し難しいわけでありまして、これを踏まえる、要件の明確化を確保しつつも、できる限り汎用性のある包括的な取消権を設けることを現在課題としております。

また、一方では、今私もバッジをつけている消費者被害の相談ダイヤル、一八八というものを消費者庁としては広く周知しております、これをしっかりと若年層にも周知をしていただく活動をしてまいりたいと思ひます。

先生、もしよろしければ、このバッジ、先生もしていただけるように、後ほど消費者庁からお届けに上がりますので、よろしく願ひいたします。

○屋良委員 大事にバッジをつけさせていたいただきたいと思ひます。
ありがとうございます。
〔委員長退席、伊藤(忠)委員長代理着席〕
○伊藤(忠)委員長代理 次に、池田真紀さん。
○池田(真)委員 立憲民主の池田真紀です。よろしく願ひいたします。
少年法の前に一点、昨日から、再選挙、広島の方で始まりました。広島以外にも始まっています。

けれども、再選挙がスタートしています。この広島においてなんですが、そもそも、公職選挙法違反等があつた選挙において再選挙をする意味というのを、総務省にまず伺いたいと思ひます。

○森政府参考人 お答え申し上げます。
公職選挙法上、再選挙は、当選人が得られない場合又は当選人が不足する場合に、その当選人の不足を補充するために行うものでございまして、その事由につきましては、同法第九条におきまして、立候補者数の不足、法定得票数以上の得票者の不足、当選人が公職の身分を取得するまでの間に死亡したり被選挙権を喪失した場合、一定の争訟手続を経て当選人の身分が失われた場合、こういったものが規定されているところでござい

ます。
○池田(真)委員 そもそも公職選挙法、ざる法とかも言われてしまうような法律なんですが、でも、今回においてはとても重要な意味を再確認しなければいけないと思ふんですが、公職選挙法自体の目的、総務省に改めて確認をしたいと思ひます。

○森政府参考人 お答え申し上げます。
公職選挙法の目的につきましては、同法第一条におきまして、「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表示する意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」とされているところでございます。

○池田(真)委員 国会法第三十四条二、その一項に基づいて、私たち、ここにいる議員ですね、議員連捕通知書というのが三回、この間、配られているわけですね。その中で結構、個人情報のはつきり書かれていて、それについてどうこうするというのは、一つ条文もありましたけれども、今ここに至っているわけです。それに基づいての、今回、辞職に当たつての補充をする選挙。

まず、書かれている個人情報の中には、地方議員、これは報道もされていますけれども、いろいろです。そういったところにおいて、そもそもの公選法の目的を果たしているのかどうかということとを、上川大臣にお伺いしたいと思ひます。

○上川国務大臣 お尋ねの公民権停止や公職選挙法の趣旨につきましては、まさに総務省の所管というところございまして、法務省の所管しているものでないということでございます。

その上で、お尋ねでございますが、捜査機関の活動内容に関わる事柄ということでございまして、お答えにつきましては差し控えていただきたいと思います。

○池田(真)委員 法をつかさどる法務大臣でもありながら、そして前法務大臣の補充です、公選法違反だったわけですから。もう少し、あるべき姿ぐらいは述べていただきたかったなというふうに思ひます。実情、実務は別だったとしても、というふうに通ひます。

私、このまま、決着がついていない中、現在、受け取つた側の人たちというのはいいんだという、国民に誤つたメッセージを送っているのではない、極めて多くの国民が疑問に思っている中での選挙というふうに通ひますので、これは本当に、本来であれば、早期に何らかの決着をつけなければいけないのではないかというふうに通ひます。実際には、法務大臣にはもう少し前向きなメッセージが、本来、私は欲しかったなというふうに通ひます。

そういう選挙が行われている中で、今、少年法の改正が行われようとしています。少年法の改正について、今日の質疑なので、引き続きこの法案について質問させていただきますが、ちよつと関連で、年齢の要件というところ、幾つか、ほかの部署の皆さんにもおいでいただきまして、年齢の要件といいますが、設定をした理由をお伺いしたいと思ひます。
医療少年院が二十六歳までというふうになつて

います。医療少年院は二十六歳までというのはどういう根拠なのか。

そして、自立援助ホーム、これは本会議でも、私、質問させていただきましたが、二十歳までだったのが二十二歳まで、児童養護施設は、十八歳までが二十二歳まで延長となりました。

また、生活保護も、これは受給ということではありませんけれども、準備金というような形でですけれども、大学を進学すること自体を否定するというところではない扱いが、平成三十年の改正で行われています、その根拠。

そして、あともう一点ですが、たばこか飲酒、こちらは二十歳ということが維持されるのではないかという、このそれぞれの年齢の設定についての理由、端的で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。

現行の少年院の収容継続の上限年齢につきましては、昭和二十三年に成立いたしました旧少年院法と同様でありますところ、当時の国会審議におきまして、収容の年齢の限度を一応二十歳と定め、原則として退院させるものの、特に精神に著しい故障がある場合に限り、更に二十六歳まで収容することができることとしたと説明した上で、人権に関わることをため裁判所の慎重な手続を経るのが妥当であり、年齢その他の条件についても適当な制限を設ける必要があると認めたからであるとの説明がなされておるところでございます。

○大坪政府参考人 お答え申し上げます。

児童養護施設と自立援助ホームについてお答えを申し上げます。

児童福祉法における児童の定義は、御案内のとおり、十八歳未満というふうになっておりまして、児童養護施設等への入所の措置も十八歳未満の児童に対して行っておりますが、必要に応じまして、二十歳まで入院措置の延長が可能となっております。これは法制定の当時からでございます。ただ、自立支援を促すという観点から、入所

措置とはまた別に、児童養護施設に入所していた児童が二十二歳となる年度の未まで、引き続き当該施設で居住しながら支援を受けることができるという、これは予算事業でございます。平成二十九年年度に創設をしております。

一方、自立援助ホームの方につきましては、制定当時から年齢の引上げがずっとなされておりました。大学等に就学中の場合には二十二歳に達する日の属する年度の未尾まで支援の対象としたのが平成二十八年の法改正でございます。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

生活保護制度についてお答えいたします。生活保護費を受給しながら大学等に就学することについては、一般世帯で高等学校卒業後に大学等に進学せず就職する方や、アルバイトなどで自ら学費や生活費を賄いながら大学等に通う方とのバランスを考慮する必要があります。

また、生活保護世帯の子供の大学等への進学についても議論した社会保障審議会の報告書において、大学等進学後の教育費、生活費は生活保護制度に限らず国全体として支えていくべき課題であるとの意見もあつたとされており、これらを踏まえて慎重に検討すべきと考えております。

一方で、生活保護世帯の子供が大学等に進学することは、本人や世帯の自立助長に効果的であると考えることから、同居を続けながら大学等に就学できるよう、大学へ進学する子供以外の世帯員については、世帯分離を行った上で引き続き生活保護の対象とした上、大学等への進学者分の保護費を支給しないこととしております。

また、生活保護世帯の子供の大学等への進学を支援するため、進学準備給付金の創設や、自宅から大学等に進学する場合に住宅扶助費を減額しないことなどの取組を行っております。

さらに、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、生活保護世帯を含む真に支援が必要な低所得世帯の子供たちを対象として、授業料及び入学金の減免、給付型奨学金の拡充など、高等教育の修学支援新制度が令和二年四月に導入され

ております。

このように、生活保護制度のみならず、他の教育政策等も併せて講じることで、生活保護世帯の子供の大学等への進学支援を充実させてきております。

今後とも、文部科学省と連携して取り組んでまいりたいと存じます。

○檜垣政府参考人 たばこ、飲酒の関係でございますが、未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法におきましては、健康被害防止と非行防止の二つの観点から、二十歳未満の者の喫煙及び飲酒を禁止しております。

〔伊藤(忠)委員長代理退席、委員長着席〕
○池田(真)委員 最後が極めて私の質問にストリートに答えていた。だきまして、ありがとうございます。

理由として聞いていますので、制度を説明してくださいと言っていないので、大学の制度の話とかじゃなくて、どうしてそれが可能になったかという理由を聞いています。

大坪審議官も、二十二歳までになっています。それは分かった上で聞いているんですよ。制度じゃなくて、その理由はどうしてなったんですかというのを端的にお答えくださいというのが質問の趣旨です。お願いします。

○大坪政府参考人 失礼いたしました。

例えば自立援助ホームでしたら、制定当時は中卒の方が多いということで、そこで十八歳という年齢をしております。昨今になりますと、高校の進学率が九割、また大学に行かれる方が増えてきたという事情を反映しております。

失礼いたしました。

○岩井政府参考人 生活保護におきます取扱いでございますが、先ほど御答弁いたしましたとおり、基本的には、生活保護費を受給しながら大学等に就学することについては、一般世帯で高等学校卒業後に大学等に進学せず就職する方や、アルバイトなどで自ら学費や生活費を賄いながら大学等に通う方とのバランスを考慮する必要があります。

と考えています。

一方で、生活保護世帯の子供が大学等に進学することは、本人や世帯の自立助長に効果的であると考えられることから、同居を続けながら大学等に進学することができるよう、先ほど御説明申し上げましたが、大学へ進学する子供以外の世帯員については、世帯分離を行った上で引き続き生活保護の対象とした上、大学等への進学者分の保護費を支給しないこととしております。

また、先ほど先生御指摘のありました、生活保護世帯の子供の大学等への進学を支援するため、進学準備給付金の創設や、自宅から大学等に進学する場合に住宅扶助費を減額しないことなどの取組を行っております。

○池田(真)委員 大坪審議官、ありがとうございます。

大学進学についても、極めてパーセンテージとか、そういう世論とか社会情勢とか、そういったところと、もっと言えば、大学進学に関しても、世帯分離というのは分かってはいますけれども、その中で諦める子供たちが多くいるということのデータも示されています。

それぞれの、なぜそこに着目するかということ、法第一条だと思ふんですね。例えば生活保護だつたら、最低生活の保障と自立の助長という二つの目的があつている、その目的を達成するためなんです。今までの、たばこのお答えも、極めて端的にお答えいただきました。それぞれの法律の目的を達成するために年齢制限をしている、年齢設定をしているということをお答えいただきましたので、ありがとうございます。

そうしますと、少年法に引き続き行きたいんですが、その後、厚労省の方だけがちょっともう一点御質問させていただきたいんですが、そのほかの方、もしよろしければ御退席いただいても結構です、先に。

○義家委員長 じゃ、御退席いただいて結構でございます。

厚労省は残るんですね。(池田(真)委員)はい、

済みません。もう一つだけあります」と呼ぶ。総務省そして警察庁は御退席いただいて結構でございます。

質問を続けてください。

○池田(真)委員 ありがとうございます。

旧少年法は十八歳未満の犯罪少年、真犯少年を対象としていたということ、戦後の新憲法を受けて全面改正を行ったわけですね。昭和二十三年に制定したときには、二十歳ぐらいまでの者はというような表記が、二十六年に対象年齢が十八歳未満から二十歳未満に引き上げられました。この引き上げた理由は何でしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、大正十一年に制定された旧少年法においては、十八歳に満たざる者が少年とされておりましたが、昭和二十三年に制定された現行少年法におきましては、少年の年齢が引き上げられまして、二十歳未満の者が少年とされたところでございます。

その理由につきましては、当時の政府の提案理由説明によりまして、当時の犯罪傾向は二十歳くらいまでの者に特に増加と悪質化が顕著であったところ、この程度の年齢の者はいまだ心身の発育が十分でなく、環境その他外部的条件の影響を受けやすく、これらの者の犯罪が深い悪性に根差したものではなく、その者に刑罰を科するよりは、保護処分によってその教化を図る方が適切である場合が極めて多い旨の説明がされていたものと承知しております。

○池田(真)委員 もう一つ、もう少し掘り下げていきたいと思えます。

立法事実をやはり確認していきたいんです。二十歳未満少年法を適用させるといいますが、十八歳、十九歳を特定少年という形で、今回、案では設定をしているということにおいて、新たにすることが必要性があるのかどうかというところを問いたいというふうに思っています。

この間なんですけれども、少年法の拡大といいますか、中身なんですけれども、平成二十八年に

若年者に対する刑事法の在り方に関する勉強会取りまとめの報告書の中でも、育ちの保障とか適切なケアがなされなかった子供たちが多かったというところについて、様々な御意見が寄せられています。

これは大臣も御承知のとおりの話だとは思いますが、すけれども、このヒアリングの中では、今回の少年法についてはいろいろな意見が述べられていますが、すけれども、多くは、二十歳程度にならないと今後の生活について考えることができない、少年法対象年齢を引き下げるのであれば、十八歳から二十二歳程度の者を保護する制度、こういったものが必要である、そうでなければ引下げには反対であるなど、様々な御意見が寄せられています。各専門家からの御意見です。中には、二十六歳未満の若年成人について保護手続と刑事手続を選択可能にすることを提案しますということなどが述べられているわけです。

今回、若年者に対するケアという何か福祉的な捉えられ方がしてしまうと思うんですが、あくまでも罪を犯した人についてということとを前提にですが、年齢の引上げというか、若年層に対しての引上げについて、見解といいますか、大臣に私は聞きたいんです。

これは今法案の中身になにかあるので、こういう議論がされてきたにもかかわらず、今回、苦しい何か折衷案みたいな形で、そのことによつてすごく矛盾も生じますし、すっと落ちるものが何もない、そんなような状況なのが今の法案だと私は思っているんですね。なので、こういった議論がなされてきたのに、若年者に対するケア、真犯が外れる話とか、今回の法案の中身といいますが、そういうところに非常に無理があると思うんです。

こういった御意見があるにもかかわらず、若年者に対する支援の拡大、これについて、大臣は今後どう受け止めてどうされようとしているのかというふうなこともお伺いをしたいと思います。大臣、よろしいでしょうか。

○上川国務大臣 そもそも少年法の適用年齢につきましては、選挙権年齢を十八歳に引き下げる公職選挙法一部改正法の附則によりまして、国会の意思として、民法の成年年齢とともにこれを引き下げるかどうかの検討が求められたものでございます。その検討の結果、本法律案におきましては、公職選挙法や民法の改正等の社会情勢の変化を踏まえまして、十八歳及び十九歳の者を少年法の適用対象としつつ、十七歳以下とは異なる特例規定を設けたものでございます。

その上で、委員から御質問のことでございますが、二十歳未満から引き上げるといようなことについてということとございましたけれども、少年法の適用対象年齢を現行の二十歳未満から引き上げて若年の成人にも適用対象とするということにつきましては、立法事実をどのように考えるかという問題があります。また、少年法の仕組みによりまして、再犯防止等の効果につきましても、実証的な検討がなかなか難しいことでありますとか、あるいは、刑罰の適用の減少によりまして刑法法規の一般予防機能への悪影響が懸念されることや、また、刑事司法に対する被害者を含む国民の理解、信頼の確保という観点から踏まえる必要があることなどから、慎重な検討を要するものというふうにご考えております。

法制審議会におきましても、そのようなことについて、審議会の中では少年法の適用対象年齢の引上げについての積極的な御意見はなかったというふうにご承知をしております。

○池田(真)委員 そうしたら、若年層といいますが、十八歳未満のことに少し、ちょっと確認をしていきたいと思えます。

立法事実の話、国民の意識、そしてあと被害者という言葉が先ほどありましたけれども、これはまた後ほど触れていきたいと思えます。

そういう加害者の立場の子供たちに置かれる場合に、少年鑑別所、少年院、そして自立支援員、そしてあと児童養護施設等に分かれていくわけなんですけれども、その自立支援員、あと児童養

護施設の中で、私も福祉事務所におりましたから、よくよく知った上での話なんです、知っているんですが、その、私が知っているということではなく、今、ネットで、それこそ世論で出回っている情報について確認をしたいと思えます。

実際に、今、刑務所よりもひどいということ、私語が禁止とか、異性とは話すな、あと、地域でお買物やお小遣いが無い、あとは私服が着られない、与えられた服だけしか着られないというようなことがネットで今出回っています。このことについて、事実確認だけ、厚労省の認識としてお伺いしたいと思います。

○大坪政府参考人 お答え申し上げます。

今先生がおっしゃったネットに出てくる記事、これは、一時保護所、ここに閉じ込められている、ではないかというふうにご認識をしております。

児童相談所に付設されている一時保護所につきましては、先生よく御存じのとおり、虐待など様々な御事情で保護されるお子様たちの安全を確保するために一定のそういったルールを定めるケースがあるということは承知をしております。

ただ、いかなる場合でありまして、この一時保護については、お子様方の視点に立ちまして、子供の権利が保障され、一時保護を必要とする子供が適切な環境において保護されることが極めて重要なことだというふうに国も認識をしております。

このため、厚生労働省といたしましては、それぞれ全く背景が異なるところから保護される子供たちに対して、子供の状態や背景を全く踏まえずに一律に集団生活のルールを押しつける、こういったことは権利侵害に当たると、また、御指摘のような、子供同士の会話を一切認めない、これも権利侵害に当たるものであるということ、一時保護中の子供の権利擁護ということ、自治体には周知をしているところでございます。

加えまして、御案内のとおりですが、児童相談所における一時保護の手続の在り方、こういった

ことにつきまして、現在、国の審議会の方で議論を進めているところでございまして、引き続き、子供の権利が守られるよう、一時保護所での適切な処遇が図られるように、国として取り組んでまいりたいと考えております。

○池田(真)委員 ここで時間はかけませんけれども、お答えいただき、ありがとうございます。

ただ、実態はといいますと、やはり、報告をなされているだけでも、施設内の虐待があったりということはありませんし、そして、それ以上、隠れているものもたくさんあると思うんです。

私が今この場で言いたいのは、先日もちよつとお伝えしました、少年院に入られている子供たちの約半数が、女子においては特に半数以上が、被虐待児であります。その被虐待児のその前の居場所として養護施設等があった場合に、子供たちは、様々な養育が受けられないような、適切な養育が受けられないような環境に置かれて、更に虐待という経験もあつて、その上で今度は少年院に入るといふような状況の中で、十八といつて世に放たれたときに、そもそも、多くの方たちが与えられて当たり前にあるものがある環境の中で、守られる親がいる、保証される人がいる、物を与えられる、当たり前暮らしをしていない子供たちが多いんだということを前提に置いて、その上で、真に反省をしてもらう、被害者に寄り添う、真に反省をする、罪に向き合う、そういつたことをやっていくためには、なかなか、自分でやってくださいというよりは、まずその痛みをしつかり癒やして、ケアをして、そしてその上ででなければ、とてもではないけれども受け入れられないと思うんです。更生にはならないというふうに思っています。

十八という、成人年齢、成年年齢の引下げというのを単純にイコールというのは、極めて、これは脳科学的にも証明されていると思いますので、多くの委員も指摘されているように、これはもう少し慎重に議論をするべき、若しくは、検討会で

あられたように、十八から二十二ないし二十六まで別のプログラムが必要なのではないかというようなことが提案もされていたかと思ひますので、長年かけてきた法制審等様々な議論の中で、何か大変矛盾をする残念な今の法案の自身になって、立法事実のないといひますが、中途半端な自身だなどいふふうに通じているのが私の率直な感想であります。

そういう中で、責任ある大人についてという言葉、大臣、何回かお話がありました。

これは、ちよつともう時間がないので、大臣に最後お伺ひしたいんですが、ちよつと話が飛んで、デンマークの話。

諸外国、大臣、多くの刑務所、少年院、御存じかと思ひます。その上で、一つ、先日、私もデンマークのやり取りをさせていただいて、お配りできないのが残念なんです、ホームページとかで刑務所とかは公開されています、私が教えていただいた少年院の自身は、もうわくわくするようなお部屋だったり、すごいんですよ。やはり受刑者とかには、仕事をするか学校に通うか、あとは、個室にいななければいけないのは夜だけというようなこととか、厳しい罰を与えるよりも受刑者の更生を支援するという、そういった伝統に沿つて、社会的な実践の技能を提供する場というようなことが言われています。

一番、少年院の話で言われていたのが、外に出てからのことを第一に考えているんだ、なので、なるべく日常の、一般の暮らしとイコールにするんだということが言われていました。

日常から切り離された空間の中で、今、日本の中では処遇が行われています。こういった何か大きな転換というのは、それこそ国家の責任で、そして政治が政治判断をしながらやっていくことだと思ひますので、ここは、大臣以外、お答えができませんかと思ひますから、大臣に、諸外国、いろいろ御存じな中で、今の日本の刑務所とかそういったところの中の再犯防止に向けて、どういうプログラムが本来適切なのか、とりわけ、様々な

経験の少ない子供たちに対して、少年に対して、こういった課題を持たれて、どういふことをされようとしているのかということ、この際、改正に向けて、ひとつ意気込みみたいなものをお伺ひしたいと思ひます。

○上川国務大臣 ただいま委員から、デンマークの刑務所、また、とりわけ少年院における実態につきまして、得た情報につきまして、大変貴重な情報をいただきましたことを感謝申し上げます。いふふうに通じています。

先月開催をいたしました京都コンGRESにおきましては、世界全体の共通の課題が、再犯をいかに防止していくのか、被害者をつくらないのか、こういったことについて、誰一人取り残さない社会の実現のために大変重要であるということも含めまして、大変大きなテーマになりました。そして、そのときに、それぞれの諸外国の中でのグッドプラクティスを共有しようということにつきましまして、連携をしてお互いに様々な情報を交換しよう、こういうことにつきましまして、京都コンGRESそのものが重要なプラットフォームになったといふふうに通じております。

私もこの日本におきましての刑事施設、少年院におきましても、やはり、少年院の中では、特に教育的な視点というのは非常に大事にされて、丁寧にフォローしてきているところでありまして、刑務所におきましても、社会に出た後に、いかに仕事を持つ地域社会の中で自立して生活ができるのかということ、シームレスにどうか、つないで、一人の人に寄り添いながら自立していただくということについては、民間の企業の方々も含めて、保護司の方々も含めて、大変スクラムを組んでやっていただいているということ、このことについて、この京都コンGRESでも発表しましたところ、大変な評判がありまして、そして、保護司の世界会議ということでもございましたけれども、大変その後問合せの電話なども、連絡などいただいた状態でございます。

そうした貴重な、それぞれの国の中でやってい

ること、そして、それが再犯防止につながることで、そして、健全な社会の中で一員として活躍していただけるようなこと、このことはもう共通の目標でありますので、そういったところに向けて、いかにそれぞれ関わる主体が積極的に、トータルとしてその方の、自立をして、再犯防止をするために、いかにしたらいいかということについては、絶えず連携をしながら取り組んでいくべき事柄であるといふふうに通じております。

私もいろいろな少年院の事例、また、日本の少年院の、タイのシリントン少年院は、まさに日本の仕組みの中で、職業訓練をすごくやりながら自立していくということについてのサポート、今では、コヒーを作る、バリスタですか、バリスタというプログラムも非常に人気がありましたし、インドネシアにつきましましては、デザインを子供たちがするといふようなところについて、ニューヨークのデザイナーと連携して、そして、自立していく道筋をつけていくといふようなプログラムもありましたし、大変参考になったところであり

これからの貴重な情報をいただきながら進めてまいりたいといふふうに通じております。

○池田(真)委員 時間が参りましたので。

大臣に前向きな御答弁をいただきました。是非、実現をしていただくように、今回の改正を、本当に、もう少し整理をしてすっきりと、多くのみんなが納得をし、そして、再犯防止しながら前に進める、そんな改正になるようにと思ひていきますので、是非お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○義家委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。今大臣から、少年院での職業訓練のお話がありましたので、ちよつと順番を変えて、資格制限の話からお聞きしたいと思ひます。

先日の参考人質疑で、片山参考人がこうおっしゃいました。

日本看護師協会に電話をして、前科を持った人が看護師の資格を、看護師に就けるのかというのを看護師協会に問い合わせたというんですね。もししたら、受験資格はあるかもしれないけれども、免許は与えられないだろうというお話でした、ご紹介されました。

法務省にお聞きしますが、前科前歴がつくと、看護師免許というのは受けられないんでしょうか。（発言する者あり）

○義家委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○義家委員長 速記を起してください。

川原刑事局長。

○川原政府参考人 恐れ入ります。

看護師を所管する法律、法務省所管ではございませんので、済みません、お答えをちよつと差し控えていただきたいと思います。

○藤野委員 いや、自分が法案を出しているわけですよ。

私も少年院に幾つか行かせていただきました、後でも紹介しますが、例えば、電気工事士の資格になるために、いろいろなプログラムをやるとか、パソコン講習をやるとか、手に職をつけるために、自立に向けていろいろなことをやらせておりました。

例えば、調理師とかいろいろな資格があるんですけど、法務省としては、本法案によつてどのような資格制限が、どのような資格が受けられなくなるのか、全体像を把握されているんでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

それぞれの資格の欠格事由というのは、それぞれの資格の内容に応じまして、それぞれの資格を所管する省庁におきまして、その該当する法律で定めているものでございまして、私どもとして、それを全体的、網羅的に把握しているものではないです。

○藤野委員 これは私、事前に何度も聞いたんですが、把握していないと言っんですよ。これだけ

少年の立ち直りにとって決定的とも言っている仕事に制限されるわけですね、本法案によつて、十八歳、十九歳。しかし、その影響を把握していないわけですね。

今、政府は、連絡会議もつくつて、再犯防止というのをまさに政府全体の課題として進められている。再犯防止推進白書というのも毎年出されておりました、私も拝見しておりますが、この中でも、やはり就労の可能性というのは広く保障する、それは再犯防止にとつて極めて重要だということに繰り返し返されているわけですね。上川大臣自身、令和二年版の再犯防止白書の冒頭で、やはり非常にこれは大事だということをおっしゃっていらつしやいます。

大臣、この資格制限禁止を外すというのは、こうした政府全体の方針に逆行するんじゃないですか。

○上川国務大臣 御質問をいただきました資格制限の件でございますが、今回の法律案におきましては、十八歳以上の少年のとき犯した罪により刑に処せられた場合につきましては、少年法第六十条の資格制限の特則を適用しないこととしているところでございます。

これは、十八歳及び十九歳の者につきまして、業務の性質や実情等を問わず、資格制限規定の適用を一律に緩和をする少年法第六十条を適用することは、責任ある主体としての立場等に照らし、適当ではないと考えられることによるものでございます。

もっとも、とりわけ若年者の再犯防止、社会復帰を図る上では、就労の促進は何よりも重要であるというふうに認識しております、二十九年十二月閣議決定されました再犯防止推進計画におきましても、犯罪をした者等の就労促進の観点から需要が見込まれる業種に関し、前科による資格制限の在り方につきましても検討を行い、必要に応じた措置を実施することとされております。

この改正を機に、前科による資格制限の在り方につきましても、関係府省と連携をし、政府とし

てしるべき検討の場を設けた上で、若年者の社会復帰に際してのニーズ調査あるいは有識者を交えた検討など、必要な取組を責任を持って進めてまいりたいというふうに思っています。

○藤野委員 いや、だから、それはまだできていない下で、今回、資格制限をするということなんですか。

次に、推知報道解禁についてお聞きしますが、最高裁にお聞きします。

現行法の下でも、例えば公開の法廷で、公開なだけでなく、推知報道禁止の趣旨を踏まえて、実名を呼ばないとか、傍聴席から遮蔽措置を取るとか、そういう配慮を行っている例があるとお聞きしますが、事実でしょうか。

○吉崎最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

現行法下での少年の刑事手続に関してお問合せというふうに認識してございます。

この少年の刑事手続で、現行法下におきましては、少年のプライバシー保護等の観点から、各裁判体の訴訟指揮によりまして、二十歳以上の者の刑事手続とは異なる配慮が行われておりまして、その一例としましては、法廷での人定質問の際に、少年に起訴状を示すなどしまして、起訴状の氏名のおりで間違いのないかを確認する方法によつて、少年の氏名が公開法廷で明らかにならないようにすることがあると承知しております。

○藤野委員 ですから、現行法の下でも、やはり、公開なだけでなく、配慮をして、実名が分からないうちに、紙で示して、そうですと云えば、そこで確認されたということが行われているわけですね。

ですから、今回、本法案によつて、いわゆる重大事件に限らない、様々な短期一年以上の事件が含まれるわけですね。このような事件についても推知報道が行われれば、知る権利とおっしゃいましたけれども、弊害の方がはるかに大きくなると思います。

そういう意味で、この点についても、本法案は、これは適用しないとするだけで何の、じゃ、どうするんだ、じゃ、その場合、こやうやって担保しますとか、それは利益衡量しますとか、そういうのがないんですね。適用しないというだけなんです。ですから、この点も極めて問題だということに思っております。

その上で、真犯についてもお聞きしたいと思うんです。

法務省にお聞きしますが、まず、少年院に入つた少年少女のうち、虐待を受けた経験があるという申告の割合はどれぐらいでしょうか。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。

少年院入院者自身の申告等により把握しました令和元年における虐待経験の有する少年院新入院者は、男子で千五百九十四人のうち五百三十八人、割合としては三三・八％、女子では百三十三人のうち七十三人、割合としては五四・九％となっております。

○藤野委員 男子で三割、女子で五割ということ、これはあくまで申告、本人から申告があったものだけなんですね。様々な調査では、例えば、虐待を受けた女性が七割とか、暴力を受けた経験が八八％、九割近いとかあるわけですね。

今、コロナ禍の下でDVや性暴力の被害というのは増加しております。貧困や生活難も広がっております。こうした要因が少年犯罪の背景にあることはもう共通の認識だと思います。

法務省にお聞きしますが、このコロナ禍でこうした要因が増加している、これが今後、少年犯罪とか真犯に影響していく、そういう見通しはお持ちでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

今、矯正局長から答弁がございましたように、少年院入院者の中に自らが虐待された経験のある者がいるということは承知しております。

ただ、お尋ねは今後の少年犯罪の動向に関する事柄でございますので、現時点において確たることを申し上げることは困難であるということを御

理解賜りたいと存じます。

○藤野委員 私、若年女性への支援活動を行っている一般社団法人Colaboの現場も視察させていただいたんですけれども、代表の仁藤夢乃さんによりますと、二〇一九年度は、これはコロナ前ですけれども、大体六百ぐらいの相談を受けていたそうです。それが、コロナ禍の二〇二〇年度は千二百人を超えたとおっしゃっております。緊急事態宣言下の利用者のほとんどは、知的障害や重い精神疾患を抱えていて、性産業で搾取されながら路上生活やネットカフェ生活を強いられる少女たちだったとお聞きをしました。性産業とかJKビジネスへの従事というのは、これは真犯の典型の一つだというふうに言われております。真犯につきまして、この間、答弁でも、行政や福祉の分野における各種支援について充実した取組が行われることが望まれるというような答弁はあるんですけれども、しかし、どれぐらい効果があるのか。

厚労省にお聞きしますが、十八歳、十九歳には児童福祉法の適用はない、これを確認させていただき。

○大坪政府参考人 お答え申し上げます。

児童福祉法におきましては、児童とは、満十四歳に満たない者というふうに定義をしております。

ただ、児童福祉法全ての規定が満十八歳に満たない者を対象としているわけではございませんで、児童養護施設ですとか自立支援施設、自立援助ホーム、こういったものにつきましては年齢の引上げを行っているところがございます。

○藤野委員 ちょっと答えが違うんですけれども、要するに、十八歳、十九歳には、十四歳とかじゃなくてですね、十八歳、十九歳には適用がないんです。

また、対象者自身に支援に応じる意向がない場合は、今言った様々な施設はもとより、警察による継続補導の対象にもなりません。つまり、行政や福祉の分野の支援というのは確かにいろいろあ

りますけれども、それは限界があるわけですね。Colaboの仁藤代表も、今の制度はいろいろあるけれども、若い女性が使える制度が少ないというふうにおっしゃっております。

二〇一九年、十八歳、十九歳の真犯件数は三十二件で、全体の真犯が百三十九件ですから二三％、つまり、真犯の四人に一人は特定少年なんです。そのうち九割が保護観察とか少年院送致になっっているわけですね。つまり、保護処分の対象になっっている。

これは、先日、須藤参考人もおっしゃっていましたが、先日も、それだけ様々な手だてを加えなきゃいけない、深刻な問題を抱えている少年が多いということを描き出されておりました。児童福祉法の適用等がない中で、少年法の真犯規定が最後のセーフティーネットになっっているというふうになっっている。

須藤参考人もおっしゃっております。大臣、お聞きしますけれども、コロナ禍でこれから苦しむ真犯少年、増えていくと思うんですね。そんなときに、この法案が真犯少年たちの最後のセーフティーネットを外していく、これをどのようにお考えなんですか。

○上川国務大臣 このコロナの状況がどのような影響を与えるかということについて、虐待、DVを始めとして、様々な精神的な問題も含めて、また閉じこもりの問題も含めて、また自殺の問題も含めて、うつなどの問題も含めて、本当に、健康の中で二次被害のようなもののがかなり深刻に及ぶのではないかというのは、これは世界的にもそのような研究論文も出されておりますし、日本も、そういう危険性については十分にこれに対してターゲットとして取り組んでいかなければならないことだというふうに私自身は認識をしておるところでございます。

その上で、少年法の真犯による保護処分ということにつきまして、これが対象から十八歳以上の少年を外すということによりまして、これらの者にとりましてはいわばセーフティーネットの役割が失われる、こうした御指摘があるということに

ついては承知をしております。ございします。もともと、保護処分につきましては、対象者の権利、自由の制約という不利益を伴うものでございまして、そのため、民法上の成年とされ、また監護権の対象から外れる十八歳以上の少年に対しては、罪を犯すおそれがあることを理由として真犯による保護処分をすることにございまして、法制度としての許容性と相当性の点で慎重であるべきと考えられるところでございします。

この点につきましては、法制審議会でも論点の大きな一つとして議論をされたところでございしますが、最終的に真犯による保護処分は設けないものとするという答申が、総会で全会一致で採択されたものと思ひます。

○藤野委員 この真犯、適用しないというのは、先日指摘をした、やはり刑事処分的な発想といひますか、保護の発想ではなくて、これはもう行為責任、刑事責任だという、その論理的な一つの結果だというふうに思ひます。この点もやはり私は問題だと思ひます。

配付資料をお配りさせていただいているのは、これは全司法労働組合が十八歳、十九歳の事件簿という形で様々なケースをまとめたいただいているものです。これは大変参考になるんですが、ちよつと時間の関係で全部は紹介できないんですけれども。

例えば、今、真犯でいえば、一番初めのケースは、性風俗産業に従事した十八歳少女、これは真犯なんです。元々行き場がないということが一つの特徴なんです。元々行き場がないから、真犯になつてしまつた。これが真犯として対象にならないとなると、取調べ後、大体釈放されますから、そうなる、また行き場に困つてしまふ。本人に女性相談所とかシェルターに行く行動力があればいいんですけれども、それがいない場合、再び犯罪に手を染める可能性が高い。

二つ目は、万引きで捕まつた十九歳の少年の事件もありまして、今、少年非行の五、六割が窃盗とか遺失物横領。万引きというのは、示談

すると、不起訴、執行猶予が多いですから、これもやはり、自分のやつたことについて振り返る機会がなくなつてしまふ、累犯というか、再犯、繰り返してしまふ可能性もあるわけです。

過失運転致傷のケースもあります。十八歳男子ですけれども、この過失運転致傷というのは、大体十八歳、十九歳あるいは大学生というのは多いのであります。最近では、危険運転に対する処罰が厳罰化されましたけれども、そうでない場合は執行猶予とか略式起訴が多いんですね。この点でもやはり立ち直りの機会が失われてしまふ。

要保護性という甘いように聞こえるんですが、実際は全く違ひまして、先日、須藤参考人も、要保護性には三つの要素がある、再犯可能性と矯正可能性とそして保護相当性、三つだとおっしゃいました。

ここで重要なのは再犯可能性だと思ひます。ね。いかに犯罪事案が軽微であつても、環境とか資質上の課題がある、再犯可能性があると認められれば、教育指導の処遇が課されるわけです。ですから、保護処分というのは甘やかすではなくて、刑罰以上に厳しい側面があるというふうに思ひます。

そして、少年非行総数、全体の数は減つているんですけれども、特殊詐欺とかあるいは性関係の非行とかあるいは薬物、これは増加しているんですね。これらの特殊詐欺とか性非行とか薬物非行というのは、再犯率が高いことが問題になつております。この白書でも指摘されております。

私、この間、長野県の安曇野市の有明高原寮、そして新潟県の長岡市の少年院、視察させていただきました。

例えば、有明高原寮というのは、日本の少年院の中で最も開放的処遇が進んでいるところなんです。行つてみますと、フェンスも壁もなく隣りの民家が見えるという状況で、少年たちは、まず、鑑別所は覆われていますから、鑑別所との違いに驚くというんですね。信頼されていると感じるそうです。

地元住民の方も、私たちの視察のところに来ていただいたて、お話を伺ったんですが、盆踊りとか運動会、どんど焼きとか、季節の行事を住民の皆さんと一緒にやるそうです。運動会には地域住民が百人以上参加すると、コロナ前ですけれども、お聞きをしました。掃除とかいろいろやると、住民から感謝されると。多くの少年は、ありがとと言われたことがないので、感謝された経験自体が自信になるともお聞きしました。

院外の施設に実習にも行くそうなんですが、私も驚いたんですけれども、初日は職員が同行する、それ以降は少年だけで通勤するというか実習先に行くそうなんです。老健施設で実習した少年は、特殊詐欺の受け子をしていたんですけれども、自分たちはこういう人たちをだましていたのかと、それが一つの内省のきっかけになったとお聞きしました。

新潟県の長岡市の少年院は、特殊詐欺についての特別の教育プログラム、これを開発されて、実践されて成果を上げられている。その様子も視察して、プログラムも見せていただいたんですけれども、先生からの一方通行じゃなくて、先生からの問いかけに一人の少年が答える、また別の角度で聞いたら別の少年が答える。考えながら答える少年の姿が、私、大変印象的でありました。同じ特殊詐欺を行った少年たちとグループでやるんです。ですから、それによって自分を客観視して、犯罪に至った原因などもお互い考えるというふうにもお聞きをしました。

ここでも、今は高校進学率が一〇〇％近いですが、高卒資格がないと職業に就けないというので、教科指導コースというのを長岡少年院は作っているんですね。地元の元先生とかが教えてくれるんです。その元先生にもお話を聞いたんですが、やればできるという経験が自己肯定感につながり、前向きになれると。生徒たちも、理解できるまで説明してもらえた、分かる部分がぼつと点だったけれども、どんどんつながって線になっていったと。おまえは駄目だ、駄目だとずっ

と言われてきたけれども、人より劣っているわけじゃないと思えたという声もお聞きをしました。法務省にお聞きしますけれども、こうした少年院ごとの特色、それが、やはり非行の度合いとか少年の特性に合った処遇を可能にできたと思うんですね。各少年院が作ってきた、努力してきた独自のプログラムが、少年の立ち直りや再犯防止にとつてかけがえのない役割を果たしていると思うんですが、それはいかがでしょうか。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。少年院の教育につきましては、先ほど委員御指摘のとおり、一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、重点的な教育内容や標準的な期間を定めて、少年院ごとに教育を実施しているところでございます。また、少年院では、地域の方々の支援あるいは関係機関と連携を取りながら、矯正教育を実施しているところでございます。一定の共通する特性を有する在院者を小集団として、必要な教育を地元の方々の支援あるいは関係機関との連携で体系的、組織的に行うことが改善更生に効果をもたらしているのではないかとこのように考えております。

○藤野委員 ちょっと時間の関係でこっちで言いますけれども、そうした少年院の、入っている少年たちの約半数が十八歳、十九歳であります、半数が。この少年、十八歳、十九歳が対象から外れるとなると、全国にある少年院にこれは大きな影響を与えようと思っております。それぞれの少年院ごとの特色が失われてしまいかねない。もし統廃合されまると、経済的に困窮している保護者はなかなか、そこに行く機会が減ってしまうかもしれない。十八歳、十九歳というのは困難が多いですから、その処遇を通じて得られた知見が失われていくとなれば、十七歳以下の処遇にも影響していきます。つまり、少年院全体の機能が低下してきかねないんですね。

大臣、全国の少年院が、今まで地元の住民の皆さんとも協力しながら営々と努力を積み重ねてい

るんですね。今回の法案はこうした現場にどういう影響を与えるのか、検証はされたんでしょうか。

○上川国務大臣 本法律案におきましては、特定少年に係るというか、十八歳、十九歳の年齢の方が原則逆送の対象となる事件の範囲は拡大することとしておりますが、現行法と同様でありまして、例外となるただし書を設けることとしているところでございます。

そのため、新たに原則逆送の対象となる事件につきましても、家庭裁判所ではこれまでどおり、個々の事案につきまして十分な調査を尽くした上で、そして個別の事情に応じて適切な処分の判断が行われるものと想定をしております。この点については現在もこれから同じという状況でございまして、十八歳以上の少年の事件の中で新たに原則逆送の対象となる事件はごく一部にとどまるということでありま

す。いずれにしても、本法律案の施行、改正後におきまして、少年院の動向につきましては申し上げることはできませんけれども、今までの家庭裁判所におきましての調査を踏まえた上で、仕組みそのものは残る状況の中で今議論をさせていただいているということでございます。

少年院におきましての矯正教育につきまして、法務教官との非常に密度の濃いやり取りの中で、信頼関係がなければ立ち直りもできませんので、そういったことも全部、ノウハウを蓄積したものを全部生かして、こうした集団指導や個別指導を組み合わせて丁寧な計画的に対応するということがありますので、その意味で、在院者が多いか少ないかということのみならず、今のフレームワークの中でしっかりと対応していくというこの仕組みを十八歳、十九歳の者についても対応させるという意味で、全件は家裁送致ということの大きなフレームワークを残したところでござい

ます。○藤野委員 実は、問題性が深刻な事案ほど、保護者もいろいろな問題を抱えております。

現行法の二十五条の二というのは、家裁に対して、少年だけでなく保護者に対しても働きかける権限を与えております。これは刑事手続と決定的に違う点なんです。これは須藤参考人も強調されておりました。十八歳、十九歳の事件簿を読んでいたと、やはり保護者の役割、親の役割というのは大事だというのは、これはケースを読むと大変よく分かるんです。ところが、本法案は、十八歳、十九歳について保護者への働きかけもできなくなる可能性があるわけですね。これは極めて大きい。

ちよつと時間が来ましたからもう終わりますけれども、そういう点で、本法案は、様々な問題についてやめるというだけで、それに代わる何らの担保もない、これはもう大問題だということを指摘して私の質問を終わります。

○義家委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 国民民主党・無所属クラブの高井でございます。

私からは、前回の参考人質疑でも申し上げたんですけれども、法案形成のプロセスにちよつと違和感があります。

先日、北側委員から、与党・少年法検討PT、令和二年七月三十日、少年法のあり方についての与党PT合意というペーパーが配られましたけれども、かなり、なかなか核心的なところをほぼ網羅していることが、七月三十日には与党で合意をされている。まさにこれは法制審の審議の真つ最中でありまして、まさにその法制審の議論も、少年法を十八歳、十九歳に適用するかどうかも真つ二つという中で出た。かつ、先日、北側委員からは、二〇一九年の十一月から二〇二〇年の七月まで計十四回、精力的に開かれたと。

ちよつとこの期間、法制審が中断しているんですね、二月から六月まで。これは法務省に聞いた、いやいや、コロナのせいですと。まあまあ、そういう部分もあるとは思いますが。ただ、しかし、この間、一切審議会が行われていなかったのか。あるいはオンラインでやるということもでき

ますし、ましてやこれだけ重要な法改正が控えている中で、果たして、コロナだけの理由で二月から六月まで中断していたのか。新聞報道なんかでは、やはり与党の結論を待ったためみたいな報道もあるわけです。

この辺りを見ると、もちろん、法律は最終的には国会が決めることですし、多数を占める与党が決めるんですけれども、ただ、それはもちろんそうなんです、その前に、やはり政府がまずは閣議決定して法案を決める、そして、その前段として、審議会で諮問をして有識者の意見を聞く、そういうプロセスを踏んで、最後に、その法案に対して与党がいいか悪いかと言って、そして国会に出てくる。それがいいかどうかというのもありますけれども、そういうプロセスではほぼ全ての法案が行っている中で、この少年法は、私はちよつとやはりイレギュラーなプロセスを踏んだと思うんですが、こういう例が過去にあるのか。

法務省、何なら法務省所管以外でもいいですけど、例があるなら教えてください。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。委員の御質問は、政府の審議会で審議中に与党の合意が先に成ったような例があるかということであろうと思いますが、行政機関である法務省といたしましては、政党間の御議論の状況等についてはお答えする立場にないということを御理解賜りたいと存じます。

○高井委員 まあ、逃げの答弁ですよ。あれば多分、堂々と、ありますと言うと思うんですよ。別に、答える立場にないとかいう次元の問題じゃなくて、事実を聞いただけで、まあ、ないんだと思いますよ。こういうケースがほかにもあるなら、それは紹介するでしょうから。ということなんです。

それで、法制審の委員からも、やはり、前回、参考人質疑では、さすがに川出参考人は、法制審のメンバーですけれども、私が違和感はありませんでしたかと言ったら、はつきりとはおっしゃいませんでしたけれども、しかし、新聞報道などに

よれば、法制審の委員からも、法制審の議論は一体何だったのかと疑問の声も上がっているということ。あと、片山参考人などは、やはり、それに対して抗議する意見書を出され、先般の参考人質疑でも、私の質問に、少年法を適用するしかないかというのは根幹に関わる問題だ、そこが法制審の審議中に与党から合意されたというのはやはり非常におかしいと感じたとおっしゃっております。

私もここはやはりおかしいと思うんですけれども、大臣としてはどうお考えですか。

○上川国務大臣 お尋ねにつきましては、政党における議論、政党においてどのような議論が行われたかということについてに係る、在り方に係るものであるということでございます。私は今、法務大臣という立場でございますので、お答えする立場にございません。

○高井委員 政党がどういう結論を出したかというよりも、政党から、与党から、こういう合意をした。確かに、大口委員は、参考にしていただいたんじゃないかというふうに謙虚におっしゃっておられましたし、法制審にも参考資料で出てきたと川出さんもおっしゃっていました。

しかし、常識的に考えれば、最終的には与党が合意しないと法律というのは通らないわけですから、そう考えれば、先に与党がこうだと言えは、やはり、法制審でいろいろ議論があつても、もうそつちに行かざるを得ないし、それでも法制審は、両論併記というか、結論を最終的には政府に委ねたわけですね、立法プロセスに委ねると。あの意味、与党合意と全く逆の結論を法制審が出したら、これは大変なことになったらどうと思ひますから、やはり法制審としてはそういう結論を出せなかった。出せない中で、苦肉の策として、私は結論を出さないということをしたんだと思ひますけれどもね。

じゃ、法制審が結論を出さなかった部分、まさに法の根幹ですよ、少年法を十八歳、十九歳に適用するか否かというこの一番根幹な部分を、法

制審から委ねられた法務省は、どのような手続を経て、どのようなプロセスで、そしてどういう理由で、ここが一番大事ですけれども、どういう理由で今の法律の結論にしたのか、教えてくださ

い。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、法制審議会の答申におきましては、十八歳及び十九歳の者の位置づけやその呼称については、国民意識や社会通念等を踏まえたものとするのが求められることに鑑み、今後の立法プロセスにおける検討に委ねることが相当であるとされたところでございます。この立法プロセスというのは、答申後の政府部内での検討から法案の成立に至るまでの一連のプロセスを念頭に置いたものと理解をしております。

その上で、法務省としてどういう考えをしたかということでございますが、まず、十八歳及び十九歳の者の位置づけに関しましては、本法法律案におきましては、これらの者について、具体的制度設計として、いわゆる原則逆送対象事件を拡大することや、犯した罪の責任に照らし、許容される限度を超えない範囲内で保護処分を行うことなど、十八歳未満の者と異なる取扱いをすることとしつつ、全事件を家庭裁判所に送致し、原則として保護処分を行うという少年法の基本的な枠組みを維持することから、これは少年法の適用対象とすることが適当であると考へたものでございます。

次に、十八歳、十九歳の者の呼称に関して申し上げますが、今申し上げましたように、これらの者を少年法の適用対象とした上で、本法法律案において様々な特例規定を設けるに当たりまして、法文上、十八歳以上の少年という表現が繰り返される事態を避けるため、その略称を定めることとした上で、二十歳未満の者を指す少年の一部であることに照らして、法制技術的な観点から、特定少年としたものでございます。

法務省としては、以上のような検討を経て本法法律案を提出したものでございますが、国民意識等

を踏まえ、立法プロセスとして国会で御審議をいただいているところであると認識しております。

○高井委員 今御説明していただいたようなことを、普通は、法律を作る過程で審議会などを開けば、審議会の答申などで国民は広く知ることができるわけです。しかし、今のお話は、ちよつとこれは通告していないですけれども、局長、どこでちゃんと公表しているんですか、法務省として。

今のお話は相当要約していると思いますから、やはり、この法の根幹、十八歳、十九歳が少年法の適用とするということを考えるに至った経緯というか、理屈というか、説明をきちんと、どういう場所まで公表しているんですか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。本法法律案の提案理由説明におきましても、十八歳、十九歳の者は、成長途上にあり、可塑性を有する存在である一方、このような社会情勢の変化を踏まえ、これらの者については、少年法の適用において、その立場に応じた取扱いをすることが適当だと考えられますなどと言っているところでございます。また、今まさに御質問いただいたとおりでございますが、こういった、先ほど申し上げましたように、その立法プロセスというのは国会の御審議も含んでいるものでございますから、こういう形で御質問いただいて、私どもから丁寧な御説明を申し上げるという形で、国民の御理解を賜ればと思っております。

○高井委員 ですから、法の根幹ですよ。根幹に関わる部分が、何か質問されたらそれに答えるとか、あるいは、白表紙というんでしたかね、提案理由説明って、相当短いですよ。あれで済むというのはちよつとね。

やはり、これはプロセスが変だからこういうことになつちやうっているわけだし、百歩譲つて、何かおかしなプロセスになったなと思つたら、やはり法務省はきちんと、審議会の報告書に代わるものとして、どういう立法の過程で閣議決定まで至つたかということを、やはりもうちよつとき

このように、法制審議会からは既に答申を受け

もつとも、夫婦の氏に関する法制度につきまし

ている状況でございます。

過ぎだということは申し上げておきたいと思いま

す。それでは、ちよつとまた少年法に戻ります

が……

○義家委員長 高井君、大臣より一時離席のお求めがございます。どうぞ御理解をお願いいたします。

○高井委員 分かりました。では、刑事局長にしばらく聞きますので。

○義家委員長 質疑を続けてください。

○高井委員 それでは、これは私、前回の参考人質疑でも申し上げたんですが、そもそも、やはり、この少年法とそれから民法の成人年齢との、法全体の整合性というのをやはり考える必要があるんじゃないか。そういった中で、ただし、少年法の理念はすばらしいものもあるし、実際に機能している部分もあるということを考えれば、十八歳、十九歳の部分については、少年法の保護観察とか、少年院とか家庭裁判所とか、そういったいろいろないい部分を適用して、しかし、規定自体は民法と合わせるということも一つの案じゃないかということをお願いしました。

片山参考人からはこんな発言もありました。少年法の理念をむしろ高齢者にも適用する、拡大する方が望ましいんだと。

これは私も、なるほど。確かに、家庭裁判所とか、そういった機能のいい部分を高齢者の方にも適用する、そういうことも考えると、ますます少年法にこだわる必要があるのかと。つまり、十八歳、十九歳、あるいは、そういった高齢者の方も含めて、新たなそういう仕組みをつくる方がいいんじゃないか。そうすれば、全く真逆だった武参考人の思いも実現するということで、これは、いい案だったんじゃないかなと思うんです。

その一方で、推知報道の禁止解除、ここは、私は逆だなと思うんです。やはり、この部分は、むしろ評価すべき、拡充すべき、解除すべきではなかったと。

それは、なぜなら、やはり時代が変わって、SNSの時代だからです。SNSであつという間に

拡散する。これは少年に限らずということは何度も政府からも答弁されていますが、であればこそというか、であればなおさら、少年法のところから、わざわざここを解除して外したということは、時代に逆行しているんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

一般論として、SNSによるものも含めまして、犯罪に関する情報が伝播することによって、事件関係者のプライバシーが侵害されたり、社会復帰が阻害されたりする場合があり得ることは必ずしも否定できないところではございますが、それは委員も御指摘になりましたが、報道機関が掲載する記事に限ったことでもありませんし、また、少年事件に特有のものではないと認識しているところでございます。

その上で、今回、推知報道の禁止を一部解除する理由でございます。

十八歳及び十九歳の者は、公職選挙法及び民法の改正等により、重要な権利、自由を認められ、責任ある主体として積極的な社会参加が期待される立場となるに至つたものでございます。

その上で、推知報道の禁止を定める少年法六十一条は、憲法上、表現の自由の下に保障される報道の自由という重要な権利を制約する例外規定でございまして、報道の自由の制約は必要最小限度のものとするのが求められること、また、被害者など他の関係者については推知報道を禁止する規定は設けられていないことなどからいたしますと、十八歳、十九歳の少年について、推知報道を、事件の内容や手続の段階を問わず一律に禁止するのは、その立場に照らし、また、刑事司法に対する、被害者を含む国民の理解、信頼の確保の観点からも、適当でないと考えたところでございます。

そして、十八歳以上の少年についても、推知報道を禁止する少年法六十一条を適用して一般的に推知報道を禁止するものの、十八歳以上の少年のときに犯した罪により検察官により公判請求され

るに至つた者につきましては、公開の法廷で刑事責任を追及される立場となることからすると、公判請求の時点から推知報道の禁止を解除し、社会的な批判や論評の対象となり得るものとするものが、責任ある主体としての立場に照らし適当であると考えたものでございます。

この点、逆送時点ではなくて公判請求時点という形で、ほかの例外よりも少し遅らせた理由につきましては、先般も御答弁申し上げたところでございますが、略式手続のように非公開の手続によつて刑罰が科されるものについては、推知報道の禁止を解除するのは必ずしも適当でないということから、繰り返しになりますが、公開の法廷で刑事裁判を追及される立場になるということに着眼しまして、公判請求時点ということにしたものでございます。

また、裁判確定時になりますと、これは、最高裁まで行つたような事案ですと、またそれも時期が遅れてしまふということなど、いろいろなことを考えて、公判請求時点としたものでございます。

こういった考え方につきましては、法制審議会の部会では、十七歳以下の少年と同様に禁止すべきであるという意見がある一方、十八歳以上の成人と同様におよそ禁止の対象とすべきでないんだなどの様々な意見が示され、罪を犯した十八歳及び十九歳の者の更生と、憲法で保障される報道の自由との調整をいかに図るべきかという観点から議論が重ねられた結果、最終的に全会一致で採択された答申では、本法律案のように、十八歳及び十九歳の者の事件も推知報道の禁止規定の適用対象としつつ、公判請求された場合にはその段階から禁止を解除することとしたものでございます。

○高井委員 聞いていること以外のことも何か長々随分答弁されて、ちよつと私、非常に持ち時間短いので、是非簡潔な答弁をお願いしたいと思うんですが。

今おっしゃった中で、最初に言つた、推知報道だけじゃない、SNSがこういう時代になれば広

がるというのは、そうかもしれないけれども、しかし、それでもやはり新聞社等、テレビ等の報道がきっかけとなつて、そこからSNSが拡散するというのがもう大半ですから、そういう意味で、私はやはりここは慎重にしていたいただきたいと思ひます。

これは刑事局長に重ねて聞きますけれども、先般からこの委員会でも議論になつている、リークというのか、情報が取材で漏れるというふうな、こういうものもこの推知報道禁止解除の対象になるのか。つまり、正式に発表したもの以外のものでも対象になるのか。どうなんでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

その前に、ちよつと一点、先ほどの答弁を訂正させていただきたいんですが、法制審議会の部会の議論を御紹介する中で、私、本来、二十歳以上の成人と同様に禁止の対象とすべきでないところを、十八歳以上と言ひ間違へましたので、これは二十歳以上の成人と同様に禁止の対象とすべきでないということで、訂正させていただきます。

それから、今の御質問でございます。

報道機関というのは、警察や検察などの捜査機関が発表した情報、あるいはそこから得た情報以外に、自らの取材によつて得た情報を報道する自由を有しているところをございまして、実際にそのような報道がなされているものと承知をしております。

推知報道の禁止というのは、そういった報道をしてはならないということでありまして、その報道に至るまでのいわば情報がどのような形で得られたかということを問題にしているものではございません。

○高井委員 ちよつと分かつたような、分からないようなんですが。

関連して、これは先日私も私から局長にかなり厳しいことを申し上げ、これからの検察の在り方として、将来検察にまた戻る可能性の高い川原局長に是非、もうリークはしないと。リークをしないというのは当然だということかもしれないけれども、

ども、マスコミとの情報交換、これは、取材を受けるということは必要だと思いますけれども、しかし、それはやはり抑制的に行うということを、先般答弁いただいたことも私は十分重く受け止めていまして、改めてもう一度、あのときおっしゃっていただいたのは、今後、やはり検察全体に対してそういうことをしっかりと求めていくんだという局長の決意表明だと私は受け止めたんですけれども、そう考えてよろしいでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員の今の御質問をお聞きしますと、私が将来の人事において検察に戻ったときにはというふうなことをおっしゃっておられるように思うのですが、私は現在、刑事局長として、検察に関することを、法務省において大臣を補佐する立場でございします。

その立場で、前回の答弁、申し上げますと、委員はリークということを前提にお尋ねになつていらっしゃるのですが、私としては違つた前提に立ちつつも、捜査内容が外に漏れるという弊害は極めて大きいので、それは、私が過去検察にいたときも分かっていたつもりでございしますし、現在検察にいる者も十分分かつているので、その上で、委員からの御質問は、報道機関との対応をきちんと適正にしろということでございます。で、現在検察にいる者たちもそういった認識の下に適切に対応しているものと承知していきまうと、そういう趣旨で答えたものでございします。

御理解を賜りたいと存じます。

○高井委員 局長がどう思われても、局長がそう言つたということは非常に重く全国の検察官には伝わりますから、そういう意味では重要な答弁だと私は受け止めます。

本当に、リークとか情報、まあ取材の話なんですけれども、私も役所に勤めていて、経済官庁とか、こういう方向で法律を変えますとか、こういう予算をつける方針ですとかいのは、ある程度漏れても、何かそれで人が死ぬとかいうことはほとんどないわけですよ。ですけれども、

も、この犯罪情報というのは、やはりそれでその人の人生が変わつたり、人が亡くなつたりします。

だけれども、なぜかとか、マスコミはここをやはりすごく取材したがつて、私もいろいろな記者と交流がありますけれども、やはり夜討ち朝駆けというところと検察、そこに一生懸命行くわけですよ。やはりその情報を、何か、毎日朝も昼も来るから、もう情にほだされてしゃべつちやうとか、そういうことを言う人もいるんですよ。

やはりそれは、私は、あつてはならないこと、ある意味、何か政策的にちゃんと考えてのリークなら、まだ私はありじゃないかなと思うんですけれども、何か情にほだされて言つちやうとか、この記者は熱心だから言つちやうとか、あと、先般のゴーン被告の逮捕のシーンを撮るなんというものは、これはちよつと政策的なおいがしますけれども、こんなのは全く必要のないリークであり、情報漏えいですから。やはりこういうことは絶対に戒めていたいただきたい。

これは法務大臣に伺いますが、先般、川原局長も、情報漏えいが死に至るような、自分もそういう経験をしたと。先日、中谷委員の質問に対して、大臣もやはりそういう、死に至るような可能性もあるからという言及をされたと思うんですが、こういう情報漏えいということに対して、大臣としてどのように、そういうことが起こらないような対策を行つていくのかということをお聞かせください。

○上川国務大臣 情報漏えいということに對しましての御質問ということでございます。

三年の四月七日に、中谷委員に對しまして私自身が答弁した内容につきましては、そのときの議論が、インターネット上の情報の流通がございまして、それによつて亡くなられた方がいらつしましたと、非常にセンセーショナルな死でありましたので、ちよつとそのことは申し上げませんでしたけれども、念頭にはそういったことを思い

浮かべながら御答弁させていただいたということでございます。それはちよつと事前の前提ではないんですけれども。

今般の当委員会におきまして、検察当局におきまして捜査上の秘密の保持の在り方に関して疑念が生じているといったような様々な御指摘をいただいたところでございます。私といたしましては大変重く受け止めているところでございます。検察当局におきましては、捜査上の秘密の保持については格別の、格別の配慮を払つていくものである、これが基本であるというふうに思つております。

具体的な事件におきましては、広報の在り方について、まず基本にのつとつて、そして検察当局において判断をすべき事柄であるというふうな考へております。あくまでこの基本をしっかりと持つていく、このことが国民の皆様からの信頼を得ることにつながるということを肝に銘じております。

○高井委員 大変大事なことで、是非、来週、今般警察にも来ていただいて、ちよつとしつかり確認したいと。警察ですね、はい。

以上で終わります。ありがとうございます。

○義家委員長 次回は、来る十四日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会

令和三年五月二十日印刷

令和三年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K